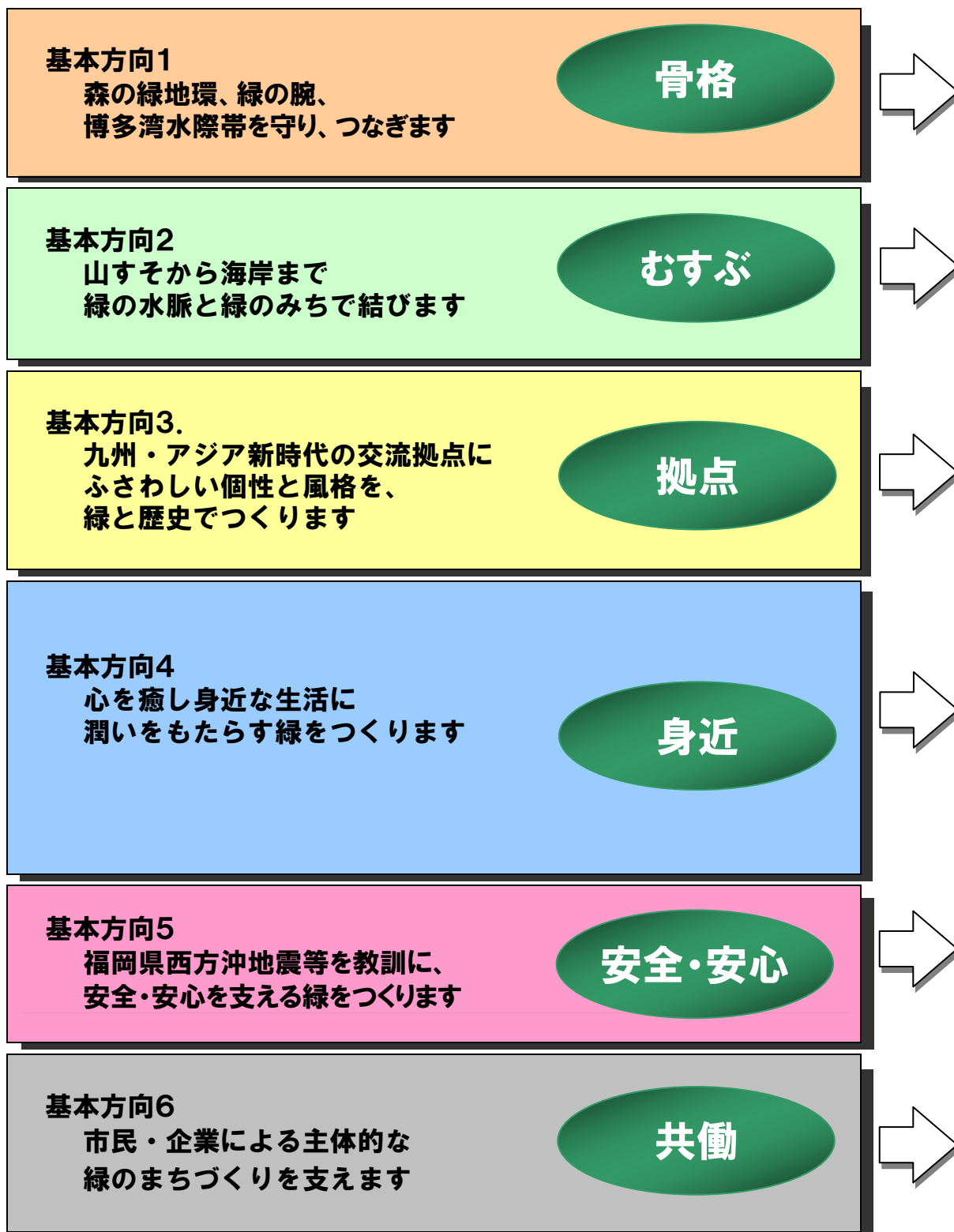


# 『第3部 計画推進の基本方向と施策』

# 第1章 6つの基本方向とそれにもとづく

## 序. 基本方向—施策の枠組み

<基本方向>



# 施策

## <施策>

## <主な事業・制度（抜粋）>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「森の緑地環」と「緑の腕」を守り、活用する</li> <li>(2) 博多湾水際帯の緑を守り、つなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 荒廃森林再生事業、森林育成事業</li> <li>◆ 水源かん養林整備事業</li> <li>◆ 特別緑地保全地区</li> <li>◆ 新たな緑地保全手法の検討</li> <li>◆ 緑のエリアマネジメントのモデルづくり</li> <li>◆ エコパークゾーンの保全・整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「緑の水脈」を充実させる</li> <li>(2) 「緑のみち」を充実させる</li> <li>(3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる</li> <li>(4) 農地を守り、農と親しむ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多自然川づくり、護岸緑化</li> <li>◆ 街路樹整備</li> <li>◆ 既存街路樹の育成</li> <li>◆ 生きものにぎわい創造事業</li> <li>◆ 自然共生型ため池整備事業</li> <li>◆ 農業振興地域整備計画</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 花と緑あふれる都心部と都心部ウォーターフロント地区をつくる</li> <li>(2) ヒートアイランド現象緩和に役立つ緑をつくる</li> <li>(3) 多様な緑の顔をつくる</li> <li>(4) 歴史的風致を形成する緑等を守り、つくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緑化基準の設定（緑化の義務化）</li> <li>◆ 都心部機能更新誘導方策による緑化推進</li> <li>◆ 地区計画制度</li> <li>◆ 既存街路樹の育成</li> <li>◆ 公園再整備事業</li> <li>◆ 博多駅前の緑の顔づくり</li> <li>◆ アイランドシティのまちづくり・みなとづくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市公園を整備する</li> <li>(2) 都市公園以外の公園的空間を充実させる</li> <li>(3) より市民ニーズに応える公園緑地等にする</li> <li>(4) 多くの人々が利用しやすい公園緑地等にする</li> <li>(5) 公園緑地等の運営管理を充実させる</li> <li>(6) 公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進める</li> <li>(7) 緑あふれるまち並みを形成する</li> <li>(8) 身近な歴史文化遺産を守り、緑で彩る</li> <li>(9) 緑で循環型都市づくりに貢献する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市公園の整備</li> <li>◆ 港湾緑地の整備</li> <li>◆ 公園再整備事業</li> <li>◆ 身近な公園個性化事業</li> <li>◆ 動植物園の再生</li> <li>◆ かなたけの里公園整備</li> <li>◆ 舞鶴城址将来構想の推進</li> <li>◆ 緑化基準の設定（緑化の義務化）</li> <li>◆ 屋上・壁面緑化助成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害を防止する緑を充実させる</li> <li>(2) 避難場所、避難路、救援復興拠点等を確保する</li> <li>(3) 誰もが安全に利用できる公園緑地にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 街路樹整備</li> <li>◆ 都市公園の整備</li> <li>◆ 公園再整備事業</li> <li>◆ 犯罪の発生しにくい環境づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民・市民団体・企業の緑のまちづくりへの参加を促進する</li> <li>(2) 市民・市民団体・企業の活動を支援する</li> <li>(3) 緑に関する人材を育成する</li> <li>(4) 緑への知識・関心を高める</li> <li>(5) 推進体制を強化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実</li> <li>◆ 地域内連携公園管理の推進</li> <li>◆ 緑のコーディネーター制度</li> <li>◆ 指定管理者の公募・指定等</li> <li>◆ 緑の活動支援事業</li> <li>◆ 緑の社会貢献企業の促進</li> <li>◆ 新たな財源の確保</li> </ul>

（注）緑の文字 は重点事業・取組

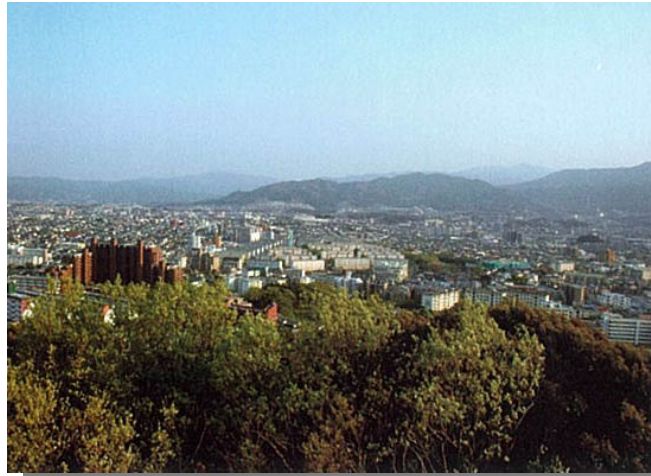


## 基本方向1. 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます

### 骨格

- 本市の緑の骨格として、福岡らしい風景をつくるほか、生物多様性の確保、二酸化炭素吸収・固定を通じた地球環境の保全、水源かん養、土砂災害防止などの公益的機能を発揮し、市民の生活基盤を形成している「森の緑地環」「緑の腕」を、緑地保全制度の充実、保安林制度や森林環境税の活用などにより、市民・企業と共働して守り、育て、健全な姿で将来に受け継ぎます。
- 森とのふれあいの場や機会を充実させます。
- 福岡らしい良好な水と緑の風景として、市民の憩いとレクリエーションの場となっている博多湾の水際帯の緑の連続性を、公共空間の緑化や民有地の緑化の推進などにより創出します。
- 渡り鳥をはじめとする多様な生きものの生息地となっている博多湾を、市民や市民団体等と共働で保全・再生します。

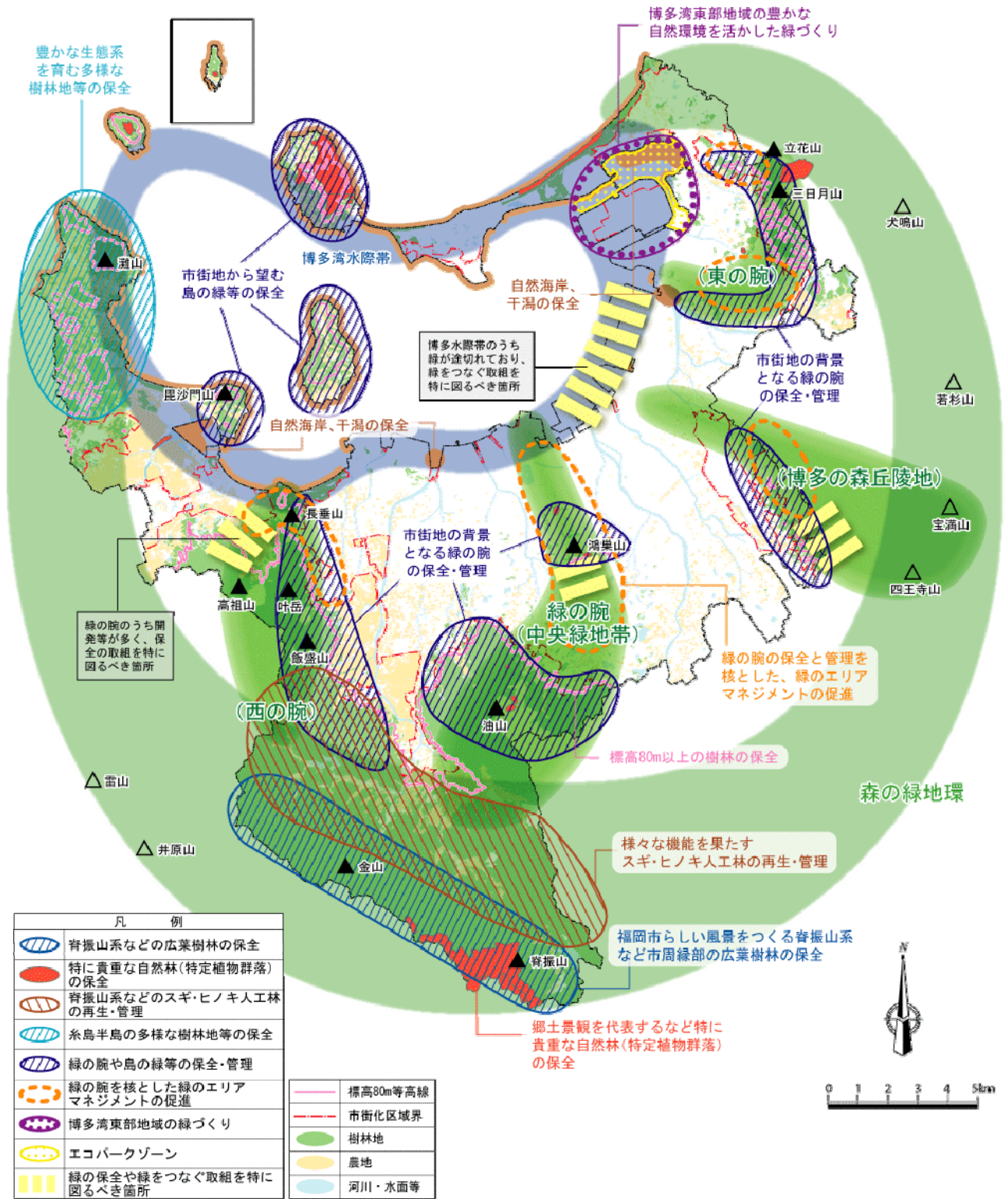
■ 鴻巣山からの眺望



■ 百道浜



## ■骨格の緑の充実のための配置計画図





## 施策の体系

### (1) 「森の緑地環」と「緑の腕」を守り、活用する

- ①標高 80m 以上の樹林地保全の堅持
- ②山すそ緑地の保全
- ③価値の高い樹林地の保全
- ④人工林の再生と適正な保育管理
- ⑤市民・企業参加による樹林地の保全・管理活動の充実
- ⑥開発指導の強化等
- ⑦風景保全のための建築物等の景観誘導
- ⑧森とのふれあいの場の充実

### (2) 博多湾水際帯の緑を守り、つなぐ

- ①自然海岸の保全
- ②干潟の保全
- ③親水性・緑の質の向上
- ④海の中道海浜公園の整備促進

〔注：緑文字の事業・制度は  
重点事業・取組〕



## 施策の基本的考え、主な事業・制度

### (1) 「森の緑地環」と「緑の腕」を守り、活用する

#### ①標高 80m 以上の樹林地保全の堅持

##### <施策の基本的考え>

「森の緑地環」「緑の腕」を保全するために、自然公園・保安林の指定継続とともに、「概ね標高 80m 以上の開発を制限する」という基準を堅持します。

##### <主な事業・制度【担当】>

- 標高 80m 以上の開発抑制【住宅都市局】
- 市街化調整区域【県、住宅都市局】
- 自然公園【県、住宅都市局】
- 保安林【県、農林水産局】
- 地域森林計画、市町村森林整備計画、林地開発許可制度【県、農林水産局】

#### ②山すそ緑地の保全

##### <施策の基本的考え>

標高 80m 以下の「山すそ緑地」区域でも、山すその自然や風景を維持し、防災上の安全性を確保していく上で不可欠な樹林地は、市街化調整区域として開発を抑制するとともに、他法令との調整を図りながら新たな緑地保全手法を活用し、無秩序

##### <主な事業・制度【担当】>

- 市街化調整区域【住宅都市局】
- 新たな緑地保全手法の検討【住宅都市局】

な開発の抑制を図ります。

- 保安林  
【県、農林水産局】
- 地域森林計画、市町村  
森林整備計画、林地開  
発許可制度  
【県、農林水産局】

### ③価値の高い樹林地の保全

#### <施策の基本的考え>

市街地内に残る、あるいは市街地に面する価値の高い樹林地は、特別緑地保全地区や緑地保全林地区に指定し、確実な緑として守ります。

また、立花山のクスノキ林のように、福岡市には貴重な原生自然的な植物群落が残っており、こうした場所を天然記念物の指定などによって保全することを検討します。

さらに、このような貴重な植物群落や市全域の植生の現状や変化、その価値を継続的に調査し実態を把握しながら、計画的に保全を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区  
【住宅都市局】
- 緑地保全林地区  
【住宅都市局】
- 指定文化財(天然記念物)  
【教育委員会】

### ④人工林の再生と適正な保育管理

#### <施策の基本的考え>

脊振山系等に広がるスギやヒノキなどの人工林のうち、荒廃している民有林については、「森林環境税」を活用して再生するとともに、分収造林事業などにより森林の整備や適正な保育管理を進めます。

また、福岡市の3つのダムの周辺には約1,630haの森林があります。これらの森林のうち管理の行き届いていない民有林を取得し、間伐や針広混交複層林化および竹林の広葉樹林化を行い、水源かん養機能の高い森林として育成します。

さらに、森林の保育管理を行うための重要な生産基盤である森林基幹道、森林管理道及び作業路の整備を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 荒廃森林再生事業  
【農林水産局】
- 森林育成事業  
【農林水産局】
- 水源かん養林整備事業  
【水道局】
- 林道整備事業  
【農林水産局】

### ⑤市民・企業参加による樹林地の保全・管理活動の充実

#### <施策の基本的考え>

特別緑地保全地区内の市有地となった樹林地で、管理・活用の方針に基づき管理を進めるとともに、「緑の都市賞」を受賞した鴻巣山などの先進的な取組を手本としながら、市民参加の管理活動を促進します。また、指定地域以外の樹林地についても同様の取組を検討します。

そのため、民有地の樹林地を良好に管理するための管理奨励金の拡充、森林ボランティア育成講座の開催等による管理技術向上の機会提供やリーダー育成、活動団体設立に向けたサポート、樹林所有者と緑づくりの活動を行う団体の間の情報交換の促進等を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区の  
管理と活用の充実  
【住宅都市局】
- 市民参加による緑地の  
保全・管理活動の充実  
【住宅都市局】
- 管理奨励金の拡充  
【住宅都市局】
- 民間活力を活用した私  
有樹林地の保全手法の  
検討【住宅都市局】
- 生きものにぎわい創造

また、市民・企業が一体となって緑のトラスト組織を結成して、会員からの会費・寄付金と市からの助成金で計画的に樹林地を買い取るトラストの森制度や緑地管理機構制度を検討します。

**事業【環境局】**  
**○緑のエリアマネジメントのモデルづくり**  
**【住宅都市局】**

## ⑥開発指導の強化等

### <施策の基本的考え>

#### ●開発許可制度に基づく指導等

都市計画法に基づく開発許可制度において、樹林地の保全と緑化に努めています。今後とも積極的に指導をしていき、さらに大きな開発において、やむを得ず市街化調整区域内の「山すそ緑地」の樹林地が開発される場合には、適切な場所の樹林地を残すとともに、造成のり面や擁壁等の緑化により良好な緑が確保されるよう指導します。

また、開発区域内に残った樹林地は、緑地保全林地区の指定や市民緑地の設置を行うなどにより、保全に努めます。

さらに、開発区域内の緑の整備や新しい緑の配置、緑地協定の締結等を行い、良好な緑のまちづくりの推進に努めるとともに、新たにできる市街地においては、緑の再生を図るため、緑化基準の設定(緑化の義務化)等により敷地の緑化を推進します。

#### ●福岡市環境配慮指針に基づく誘導

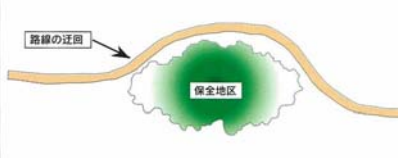
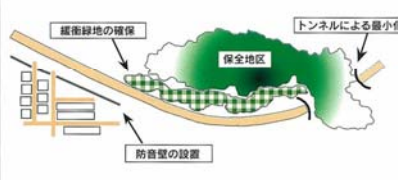
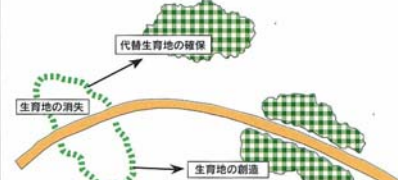
「福岡市環境配慮指針」に基づき、行政が行う都市基盤整備事業や、民間が行う開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたって、生物の多様性の保全、地形などの自然景観、自然とのふれあいなどの観点から、開発者の自主的配慮を誘導します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 開発許可における緑地保全、緑化の協議・指導【住宅都市局】
- 緑地保全林地区【住宅都市局】
- 市民緑地の指定【住宅都市局】
- 緑地協定【住宅都市局】
- 緑化基準の設定(緑化の義務化)【住宅都市局】
- 福岡市環境配慮指針【環境局】

### ■自主的環境配慮の方法

[出典：福岡市環境配慮指針改訂版]

検討の順序	
① 影響の回避	<p>貴重・希少な生物の生息・生育地を保全するために、事業の立地対象地を変更・迂回したり、施設配置や構造・形状を工夫することによって、重要な空間そのものを確保する方法です。</p> 
② 影響の低減	<p>影響の最小化、修正・修復、軽減とも言われており、開発事業等の影響を最小限に抑えるために、発生する影響に対して新たな設備や対策を施し、また工法の工夫、施工の仕方、時期への配慮、供用後の使い方など、できるだけ環境に配慮した方法です。</p> 
③ 代替措置	<p>開発事業等によって消失する自然地域の代替空間を確保したり、事業対象の中で自然的な環境を創造するなど、新たに良好な環境を創り出す方法です。</p> 



## ⑦風景保全のための建築物等の景観誘導

### <施策の基本的考え>

地域のシンボルとなっている樹林地周辺の市街地等において、風景保全のため、建築物の形態意匠の誘導等を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 地区計画制度【住宅都市局】
- 景観計画【住宅都市局】
- 大規模建築物等届出制度（景観形成基準）【住宅都市局】

## ⑧森とのふれあいの場の充実

### <施策の基本的考え>

森の自然を活用した学校や各種グループ環境学習、野外活動等の拠点整備を進めます。特に、市のシンボリック山である油山において、自然とのふれあいや環境学習の場となる「市民の森」「自然観察の森」等の活用を図ります。

また、市内各地域のシンボルである立花山・三日月山、叶岳・飯盛山等においても、市民との共働により行っている登山ルート等の整備等を発展させ、市内それぞれの場所で森とふれあえる場を充実させます。

さらに、それらの場所を活用して、市民が森の自然とふれあえる機会を提供します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 油山市民の森【農林水産局】
- 油山自然観察の森【農林水産局】
- 油山地域整備構想【住宅都市局】
- 立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業【東区】
- 油山の魅力発信・ハクマウォッチング【城南区】

## (2) 博多湾水際帯の緑を守り、つなぐ

### ①自然海岸の保全

#### <施策の基本的考え>

福岡市には、生の松原や奈多の海岸のようなまとまった松林があり、昔ながらの白砂青松の風景が見られます。現在その大半が国定公園や保安林等の指定により保全されていますが、これらの指定の継続を図り、良好な自然の海岸線を守り育てます。

また、松くい虫による被害の防除を図り、貴重な松林を保全します。

#### <主な事業・制度、担当>

- 自然公園【県、住宅都市局】
- 保安林【県、農林水産局】
- 松くい虫対策事業【農林水産局】

### ②干潟の保全

#### <施策の基本的考え>

和白や今津などの干潟とそれにつながる浅海域は、海のゆりかごとも呼ばれ多くの生き物が育まれる貴重な空間であり、博多湾の豊かな生態系を支える海の生態系ネットワークの核となっています。これらの干潟等の保全を進めるとともに、自然

#### <主な事業・制度【担当】>

- 博多湾環境保全対策【環境局】
- エコパークゾーンの保全・整備【港湾局】

環境とふれあえる場の創出に努めます。

特にエコパークゾーンに位置する和白干潟については、国指定鳥獣保護区にもなっており、鳥類をはじめとする生物の生息環境の保全と創造を進めていきます。

### ③親水性・緑の質の向上

#### <施策の基本的考え>

市民がより身近に「海辺」と接することができるように、西区今宿から東区奈多に至る市街地に接する水際線の緑の連続性を高めます。

#### ●今宿～西公園

生の松原の自然海岸やシーサイドももち・西福岡マリナタウンの人工海浜を活かしながら、海に親しむ回遊空間の形成を進めます。また、人工海浜の後背地の住宅地、業務地においても、海岸線の緑と一体となった緑のまちづくりを進めます。

#### ●西公園～多々良川

物流・人流等港湾活動の拠点としての緑の少ない空間となっており、ここで展開される港湾活動との調和のもとに、民有地の緑化を誘導するとともに親水性の確保と眺望点の整備を進めます。さらに、福岡市の海の玄関にふさわしい都心部のウォーターフロントとして、道路緑化や港湾緑地の整備等によって海と港と緑が融合した新しい「海辺」の形成、市街地の緑のプロムナードや公園緑地との有機的な連結を図ります。

#### ●多々良川～和白

和白干潟や自然海岸を活かした回遊空間の形成を進めます。具体的には、香椎パークポートとアイランドシティの水際部に、親水性の高い海浜や遊歩道を備えた緑地を整備するとともに、それらをつなぎ、水と緑が楽しめる周遊路として整備します。さらに、和白干潟を中心として野鳥公園と一体となったエコパークゾーンの整備（p168 参照）を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○御島海域周辺の海浜プロムナード及びアイランドシティ外周緑地の整備【港湾局】

○エコパークゾーンの保全・整備【港湾局】

○みなと100年公園の整備【港湾局】

○みなとの景観形成【港湾局】

○中央ふ頭の緑化推進【港湾局】

○街路樹整備【道路下水道局、住宅都市局】

○緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

### ④海の中道海浜公園の整備促進

#### <施策の基本的考え>

海の中道海浜公園は、広域的なレクリエーション施設として整備が進められており、今後も貴重な自然海岸の保全と活用との調和を図りながら整備を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○「海の中道海浜公園」の整備【国】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■森や樹林地を守り、育て、活用するために

#### ＜守るために＞

- 特別緑地保全地区、自然公園、保安林等を、法に従い保全しましょう。
- 開発事業や建築等の際には、「福岡市環境配慮指針」に基づき、「構想」「計画」「実施」の各段階で、ミティゲーション\*の原則に従い、できるだけ地形改変を避けたり、森林・樹林や水辺等を保全しましょう。
- 専門的知識を持つ人や組織はそれを活かし、自然環境調査に協力しましょう。

#### ＜育てるために＞

- 所有する植林地等は、間伐など適正な保育・管理を行いましょ。
- トラスト運動などの森林保全の取組や、樹林地の再生・管理の取組に参加しましょ。
- 専門的知識を持つ人や組織はそれを活かし、リーダーや企画・実施団体として樹林地管理等の取組を先導し、市内各地に広げましょ。

#### ＜つくるために＞

- 樹林地に隣接する住宅や事業所では、庭や敷地の緑を育てたり、建築物の景観に配慮しましょ。

#### ＜親しむために＞

- 共働による登山道整備など、森とのふれあいの場づくりの取組に参加しましょ。

### ■博多湾水際帯の緑を守り、つなぐために

#### ＜守るために＞

- 自然公園や保安林を法に従い保全しましょ。
- 開発事業や建築等の際には、「福岡市環境配慮指針」に基づき、「構想」「計画」「実施」の各段階で、ミティゲーションの原則に従い、できるだけ地形改変を避けたり、緑や水辺を保全しましょ。
- 干潟の保全や、その周辺地域での緑化などの取組に参加しましょ。
- 水を汚さないよう努め、生活排水や事業所からの排水等を適正に処理しましょ。

#### ＜育てるために＞

- 潮干狩りやバードウォッチングの場等となっている博多湾の水辺を大切にしましょ。
- 臨港地区等の事業所では、敷地内の緑化を進めましょ。

※：自然環境を保全するための考え方で、開発に際しては、環境への影響を緩和・補償する措置として、回避、低減、代償の順に検討されることが望ましいとするものです。



## 基本方向2. 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます

### むすぶ

- 緑の骨格を結ぶ位置にある様々な緑の充実により、生物多様性を保全し、生き物の連続的な生息・移動空間（エコロジカルネットワーク）や都市の風景の軸となる「緑の回廊」の形成を図ります。
- まちを幾筋にも貫流する河川は、市街地において福岡市らしい水と緑の風景を醸しだし、エコロジカルネットワークの中核となる大きなポテンシャルを秘めています。これらの河川沿いの緑を増やし、また、緑のみちをのばすとともに育てます。
- 市街地に海・山が近い自然にふれあえる都市としての価値をより高めていくため、市街地に飛び石状に存在する公園緑地や森林、ため池、農地等を緑の水脈と緑のみちで結び、エコロジカルネットワークを強化することで、生物相を豊かにします。
- 市の西部などに広がり、独特の豊かな生態系が見られるとともに、原風景といえる緑の風景の源である農地の保全を図ります。
- 沿道の大気の浄化や自動車騒音の緩和に寄与する緑を充実させます。

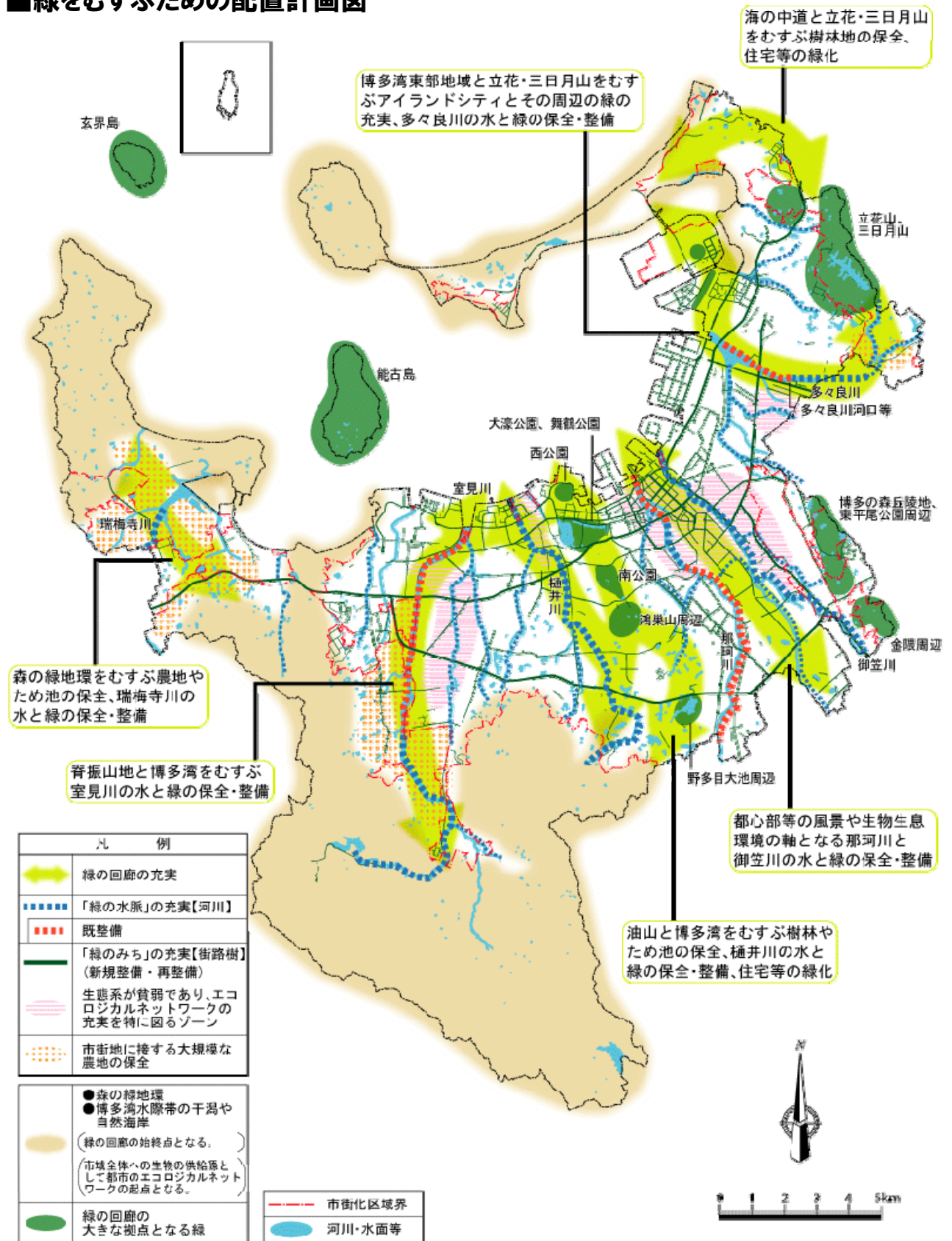
#### ■ 室見川



#### ■ 大博通りの街路樹



## ■緑をむすぶための配置計画図





## 施策の体系

### (1) 「緑の水脈」を充実させる

- └ ①河川の保全
- └ ②河川の緑化や公園的整備、多自然川づくり
- └ ③河川とのふれあいの促進

### (2) 「緑のみち」を充実させる

- └ ①道路の緑化、緑道的整備
- └ ②街路樹の管理

### (3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる

- └ ①樹林地の保全・管理
- └ ②ビオトープ型の公園整備
- └ ③ため池等の保全と公園的整備、自然共生型整備・管理
- └ ④学校の緑化推進
- └ ⑤その他の公有地等における緑の創出
- └ ⑥屋上・壁面緑化などによる市街地の緑化推進

### (4) 農地を守り、農と親しむ

- └ ①農地の保全
- └ ②市民農園等の整備
- └ ③かなたけの里公園の整備

〔注：緑文字の事業・制度は  
重点事業・取組〕



## 施策の基本的考え、主な事業・制度

### (1) 「緑の水脈」を充実させる

#### ①河川の保全

##### <施策の基本的考え>

本市は大河川はないものの中小の河川が生活に身近な場所にあり、多様な生態系が培われています。

また、各河川は博多湾に流入しており、川の水をきれいに保つことは博多湾の水質保全にもつながります。

河川の良好な水質の確保に努め、周囲の植物等との一体的な保全を図るとともに、水量の確保を図るため、水源となる樹林地の保全及び植生の維持に努めます。

##### <主な事業・制度【担当】>

- 公共下水道等の整備等【道路下水道局】
- 浄化槽の適正管理指導【保健福祉局】
- 事業場排水の監視・指導等【環境局】
- 河川清掃【環境局】

## ②河川の緑化や公園的整備、多自然川づくり

### <施策の基本的考え>

#### ●河川の緑化や公園的整備

河川は、都市的な生活空間の中で貴重な水と緑の風景となっています。そのため、河川敷や川沿いの管理用通路の緑の保全や緑化、親水性のある公園的整備を、安全性や自然環境に配慮しながら進めます。

#### ●多自然川づくり

山から市街地を通り海へとつながる河川は、連続した自然空間として生物の移動に大きな役割を果たしています。生物の移動空間や様々な生物が棲める空間を確保するために、河川整備においては、「多自然川づくり」の理念に基づき、植生が復元する護岸などにより、河川が本来有する河岸や瀬淵の保全・再生等を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 多自然川づくり、護岸緑化【道路下水道局】
- 河川環境整備事業【道路下水道局】
- 水辺の楽校プロジェクト事業【道路下水道局】
- 那珂川ふるさとの川整備事業【道路下水道局】
- 博多川夢回廊整備事業【道路下水道局】

## ③河川とのふれあいの促進

### <施策の基本的考え>

緑と同じく、市民が河川のことをよく知り、ふれあいの機会を増やすことが、市民の河川を愛する心を育みます。

市民の河川への知識と関心を高めるため、河川とのふれあいのイベント等を継続的に支援します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 博多の水辺空間魅力創出事業【道路下水道局】
- 河川愛護活動への支援【道路下水道局】
- 多々良川ゆめプラン【東区】

## (2)「緑のみち」を充実させる

### ①道路の緑化、緑道的整備

#### <施策の基本的考え>

街路樹は、都市の緑の中で最も人の目に触れる緑であり、特に貴重な緑です。本市では、街路樹が整備可能な幅員をもつ道路ではほぼ整備されていますが、今後もゆとりある歩道空間の創出に努めるとともに街路樹の整備を進めます。幹線道路沿道は、街路樹による緑の連続性を持った風景づくりを行います。

緑豊かな街路樹を育成するため、街路樹の新規や再整備において、根が適正に伸長できる土壌空間を確保します。

また、特に人が立ち止まり、風景の変化点ともなる橋のたもとや交差点部などの余裕のある空間において、道路を歩く楽しみと潤いあるまちかど空間を創出します。

さらに、道路空間での花づくりなどを、市民・市民団体・企業との共働により進めます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 街路樹整備【道路下水道局、住宅都市局】
- 緑道の整備（都市公園の整備）【住宅都市局】
- フラワーハートシティ事業【住宅都市局】
- 花と緑のまちづくり推進事業【西区】

## ②街路樹の管理

### <施策の基本的考え>

街路樹の管理については、生育空間や周囲環境に配慮しながら、今後も樹種・樹勢に合わせた適正な管理を行い、緑の質とボリュームの向上に努めます。

さらに、きめ細かい管理を行うため、街路樹愛護会や街並愛護会等の設立など、市民と一体となった管理のあり方を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 既存街路樹の育成【住宅都市局】
- 街路樹愛護会の組織化【住宅都市局】

## (3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる

### ①樹林地の保全・管理

#### <施策の基本的考え>

市街化区域内や郊外に残された身近な生物とのふれあいの場である良好な樹林地を、特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定や、市民緑地の設置・新たな緑地保全手法の活用などにより保全します。

また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得ながら市民や企業との共働により再生・管理する取組を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区【住宅都市局】
- 緑地保全林地区【住宅都市局】
- 市民緑地の指定【住宅都市局】
- 民間活力を活用した私有樹林地の保全手法の検討【住宅都市局】
- 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実【住宅都市局】
- 新たな緑地保全手法の検討【住宅都市局】
- 生き物のにぎわい創造事業【環境局】

### ②ビオトープ\*型の公園整備

#### <施策の基本的考え>

都市公園等において、生物の好む樹種や生物の生息・生育に主眼をおいた植生を再生したりするなど、貴重な自然の生態系保全に配慮した公園づくりを行います。

※：ここでは、「人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間」のことを指します。(本来の意味は、樹林・河川・農地・市街地・海岸等のさまざまな野生生物の生息・生育空間のことです。)

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

### ③ため池等の保全と公園的整備、自然共生型整備・管理

#### <施策の基本的考え>

本市に点在するため池の多くは、周辺の樹林等と一体となっ

#### <主な事業・制度【担当】>

- 自然共生型ため池整



て、市街地における貴重な水と緑の空間を形成しているほか、ため池特有の生態系を維持しており、貴重な動植物種が生息している箇所もあります。

そこで、人と様々な生き物が共生する身近な自然空間として、ため池を保全するとともに、ビオトープ型整備や周回園路の整備等を行い、地域住民や水利組合との共働による管理を実施します。

**備事業、ため池活用環境整備事業**

**【農林水産局】**

○治水池環境整備事業

**【道路下水道局】**

**○ため池むすびまちづくり事業【南区】**

#### **④学校の緑化推進**

**<施策の基本的考え>**

小中学校をはじめとする学校は、市域にまんべんなく分布する広大なオープンスペースであり、特に市街地においては、緑の風景の核となったり、生物生息地の拠点を形成するポテンシャルを持つ貴重な存在です。

これまで、全国学校ビオトープ・コンクール優秀賞を受賞した壱岐南小学校等、学校ビオトープが整備されている学校があり、児童や住民とともに管理されています。今後も、児童・生徒が学校ビオトープ等の身近な自然に触れ、多様な生きものが共存することの大切さについて、体験を通して学ぶことができるよう、環境教育の取組を進めていきます。

**<主な事業・制度【担当】>**

**○学校緑化**

**【教育委員会、住宅都市局、環境局】**

#### **⑤その他の公有地等における緑の創出**

**<施策の基本的考え>**

空港周辺遊休地や公有地などの有効活用などにより、エコロジカルネットワークを形成する緑を創出します。

**<主な事業・制度【担当】>**

○都市公園の整備

**【住宅都市局】**

○空港周辺環境対策の推進【経済振興局】

#### **⑥屋上・壁面緑化などによる市街地の緑化推進**

**<施策の基本的考え>**

屋上や壁面の緑は、ヒートアイランド対策の一端を担うほか飛翔系の小動物、昆虫が市街地へ入り込むビオトープとして重要であり、建物の屋上・壁面緑化を誘導するなど、市街地の緑化を推進します。

**<主な事業・制度【担当】>**

**○屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】**

**○緑化基準の設定（緑化の義務化）**

**【住宅都市局】**

**○都心部機能更新誘導方策による緑化推進【住宅都市局】**

**○民有地緑化助成制度の拡充**

**【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】**

## (4) 農地を守り、農と親しむ

### ①農地の保全

#### <施策の基本的考え>

水田や畑等の農地は、農業生産の場であるとともに、我が国の原風景を形づくり、また周辺の樹林や水辺と一体となっていて、いわゆる「里地」の豊かな生態系を育み、さらに水源かん養の役割なども果たし、市民の豊かな暮らしの基盤となっています。

農業振興地域では、農業生産基盤の整備を進め、農振農用地の適正な管理により、優良な農地の保全に努めます。

また、農地の環境的な価値を明らかにし、それを守るための措置を図ります。

市街化区域内の農地は、まち中の貴重な緑地空間として生産緑地地区の指定等による保全を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 農業振興地域整備計画（農振農用地）  
【農林水産局】
- 農地・水・環境保全向上対策【国】
- 生産緑地地区  
【農林水産局】

### ②市民農園等の整備

#### <施策の基本的考え>

農業活動を通じて自然とのふれあいを求める市民に対し、市街化区域内の農地や郊外の農地等を市民農園等として活用します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 公共団体が設置している市民農園  
（市民リフレッシュ農園）  
【農林水産局】
- 公共団体外が設置している市民農園  
【農林水産局】
- 油山牧場／もーもーらんど【農林水産局】

### ③かなたけの里公園の整備

#### <施策の基本的考え>

金武地域における豊かな自然環境と地域産業である農業などの地域資源、地域の魅力を活かした、金武地域の振興・活性化できるまちづくりを推進するため、地域住民やNPO・企業・市民等と共働で、地域振興の核施設として“かなたけの里公園”を整備し、市民が、自然・里山・農業と直接ふれあえるレクリエーション、リフレッシュの場とします。

#### <主な事業・制度【担当】>

- かなたけの里公園整備  
【住宅都市局】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■「緑の水脈」を充実させるために

#### ＜守り、親しむために＞

- 水を汚さないよう努め、また生活排水や事業所からの排水等を適正に処理しましょう。
- 河川敷や川沿いの緑を大切にしましょう。
- 河川でのイベント等に協力したり、参加しましょう。

### ■「緑のみち」を充実させるために

#### ＜つくり、親しむために＞

- 街路樹や街路花壇の草花を大切にしましょう。
- 自宅や事業所の周辺等の街路樹の管理や、街路での花づくり・管理活動に参加しましょう。

### ■エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させるために

#### ＜守り、育てるために＞

- 市街地内や郊外の樹林をできる限り保全しましょう。
- 竹林化するなど荒廃している樹林地の再生・管理の取組等に参加しましょう。

#### ＜つくるために＞

- ため池・公園・学校等のビオトープづくりの際のワークショップや整備、管理活動に参加しましょう。
- 専門的知識を持つ人・組織はそれを活かし、ため池・公園・学校等のビオトープにおける自然の保全・再生等に協力しましょう。
- 学校ビオトープの整備等に、協賛企業等として、協力しましょう。
- 庭や敷地でビオトープづくりを行ってみましょう。

### ■農地を守り、農と親しむために

#### ＜守るために＞

- 農地の保全に努めましょう。
- 専門的知識を持つ人・組織はそれを活かし、農地の生物調査等に協力しましょう。
- 市街化区域の農地では、治水機能や都市住民への緑地空間の提供の場として保全しましょう。

#### ＜親しむために＞

- 市民農園等において、農業、農作物等とふれあい、楽しみましょう。
- 市民が農に親しめる市民農園を設置・運営しましょう。



## 基本方向3. 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい 個性と風格を、緑と歴史でつくります

### 拠点

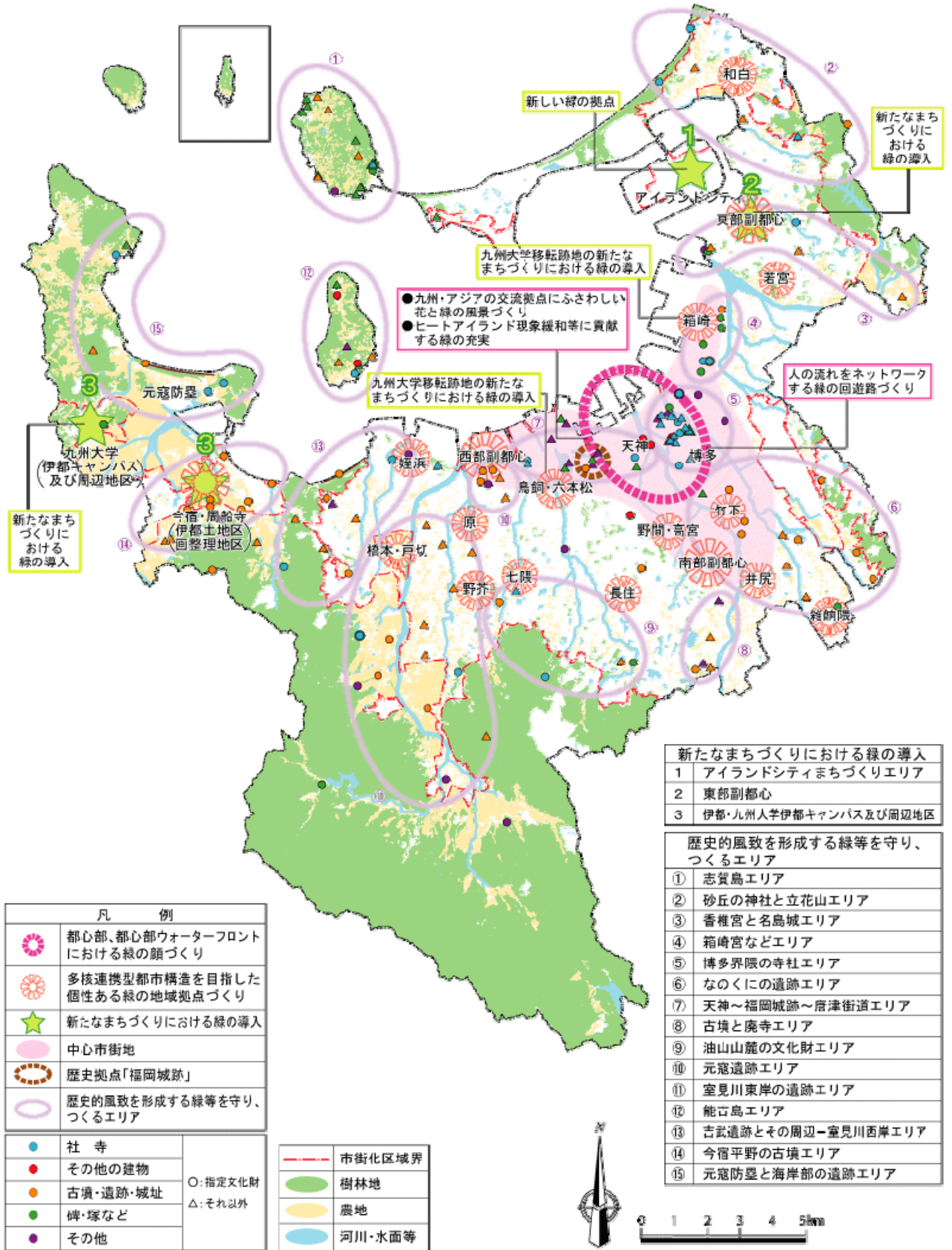
- 九州・アジアの交流拠点にふさわしく、何度も訪れたいくなるような、花と緑あふれた、個性と風格のある都心の風景を、民有地の緑化の推進や街路樹の育成・管理、公共空間での花づくりなどにより、市民・企業とともにつくります。
- まちなかを訪れ、楽しむ人が増えることでまちの活力は増します。そのために、天神から博多の拠点的施設の間の河川沿いや道路の緑などを充実させ、人の流れをネットワークする緑の回遊路で結ぶことにより、人が歩きたいくなる都心づくりを行います。
- 中央、博多ふ頭などの都心部ウォーターフロントは、博多港国際ターミナルや各種コンベンション施設を介し、内外の人の往来が今後とも増加します。そのために、当該地区と都心とを結ぶパブリックアクセスや緑の回遊路の形成を図るとともに、民有地の緑化を推進し、九州・アジアの海の玄関口にふさわしい、もてなしの心あふれる緑づくりを行います。
- ヒートアイランド現象の緩和をめざし、「風のみち」として博多湾からの海風の冷気をまちなかに導く河川や道路などの「水と緑のネットワーク」を、木陰や水面などによるクールスポットを増やすことや建物緑化の促進などにより強化します。また建物緑化による冷房需要抑制を通じた地球温暖化防止への取組も進めます。
- まちなかを涼しく快適に歩けるようにするために、都心部をはじめとする市街地の緑を効果的に増やすことでクールスポットを形成し、道路の暑熱環境の緩和を図ります。
- アイランドシティ、東部副都心、伊都土地地区画整理地区、九州大学伊都キャンパス及び周辺地区、九州大学移転跡地などの新しいまちで、市民や企業との共働により、地区の顔となる緑豊かなまちづくりを行います。
- まちに個性と風格を与える歴史的遺産の背景として、歴史的風情・情緒・たたずまいを醸し出す緑を、市民・企業とともに守り、創り、育てます。

#### ■都心の緑づくりのイメージ

(天神まちづくり  
ガイドラインより)



## ■緑を充実させるべき拠点・エリアの配置計画図





## 施策の体系

### (1) 花と緑あふれる都心部と都心部ウォーターフロント地区をつくる

- ①花と緑の連続性拡大による都心部の回遊性向上
- ②都心部のまちづくりにおける、質の高い緑空間形成の誘導
- ③都心部ウォーターフロント地区の緑の風景づくり
- ④緑の顔となるセントラルパークの整備

### (2) ヒートアイランド現象緩和に役立つ緑をつくる

- ①風のみちの確保
- ②空気を温めないための建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進
- ③涼しく快適に歩ける道路の形成
- ④都心部の公園緑地等のクールスポットとしての機能強化

### (3) 多様な緑の顔をつくる

- ①新たなまちづくりにおける緑の導入
- ②副都心や地域中心等における緑化推進
- ③空港、駅前の緑化

### (4) 歴史的風致を形成する緑等を守り、つくる

- ①福岡城跡、鴻臚館跡の復元・活用
- ②神社・寺院周辺の緑の風景づくり
- ③大木・名木の保全

〔注：緑文字の事業・制度は  
重点事業・取組〕



## 施策の基本的考え、主な事業・制度

### (1) 花と緑豊かな都心部と都心部ウォーターフロント地区をつくる

#### ①花と緑の連続性拡大による都心部の回遊性向上

##### <施策の基本的考え>

花と緑の連続性拡大により、道路をにぎわいがあり、快適に歩ける空間とし、回遊性を向上させます。また、本市の都心部の大きな魅力の一つである「海への近さ」を、より効果的に発揮させるため、街から海へアクセスする緑豊かな回遊路づくりを行います。

このため、主要回遊ルートで、道路空間における花と緑の量と質の向上に努めます。

また、都心部の主要な都市公園等では、民間活力の活用による周辺のまちづくりや公園の再整備を機に公園の地下部分の有効








##### <主な事業・制度【担当】>

- 都心部回遊ルートの景観整備・誘導  
【住宅都市局、道路下水道局】
- 街路樹整備  
【道路下水道局、住宅都市局】
- 既存街路樹の育成  
【住宅都市局】
- 街路樹再整備  
【住宅都市局】

活用を図る等により周辺施設との一体性を高め、回遊性向上や公園の活性化を図ります。

- フラワーハートシティ事業【住宅都市局】
- 公園再整備事業（警固公園の再整備）【住宅都市局】
- 都心の安全・安心公園づくり事業【住宅都市局】
- 博多の水辺空間魅力創出事業【道路下水道局】

■花と緑豊かな都心部と都心部ウォーターフロント地区づくりの考え方

凡例	
	主要な緑空間
	主要な街路樹
	中央回遊軸
	景観・緑・重点整備地区、エリア
	景観・緑・重点整備地区、通り
	景観・緑づくりの象徴となる都市公園
	面的な緑空間形成エリア



**景観・緑・重点整備地区**

- ・主要なエリアや通り沿いで、魅力的な都心空間の形成のために、公共空間や民有地内においてエリアマネジメント組織等との連携により重点的に緑化を推進する地区。
- ・市街地整備や施設整備等が行われる地区で、地域と共働して重点的な取り組みを展開し、計画的に緑空間の充実を図っていく地区。

**景観・緑づくりの象徴となる都市公園**

- ・都心部における緑の核となる都市公園。このうち主要なものなどについて、良好な都市環境の形成や都心部特有の課題に対応するためのあるべき姿を検討し、象徴的な緑空間として、より一層の活用を段階的に図る。

**面的な緑空間形成エリア**

- ・都心部での緑づくりの取り組みをより推進し、かつ補完するものとして、全市的に緑化の義務化といった新たな緑化推進方策を導入し、特に都心部では、「都心部機能更新誘導方策」と連携した制度となるよう検討を行うとともに、屋上・壁面緑化を促進する。

## ②都心部のまちづくりにおける、質の高い緑空間形成の誘導

### <施策の基本的考え>

緑豊かな都心部づくりを進める上で、街路樹など公共空間の緑の充実と並んで、沿道の建築物における質の高い緑空間の形成が重要となります。

一方、都心部には1960～70年代に建てられ老朽化した建物が多くあり、建て替えの時期を迎えています。この時期を捉え、緑化基準の設定（緑化の義務化）や「都心部機能更新誘導方策」等により、都心部の敷地や建物（屋上・壁面）における質の高い緑空間の形成を図ります。

特に博多駅新駅ビルの駅前広場の整備では、2011年の九州新幹線開業を機に、九州・福岡の陸の玄関口にふさわしい魅力ある都市拠点の形成に向け、また御供所地区の歴史資源との連続性をイメージさせる緑の顔づくりを行います。

また、天神・博多等で企業や地域住民によって取り組まれつつあるエリアマネジメント\*を促進し、民有地の質の高い緑づくりを図ります。

### <主な事業・制度【担当】>

- 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】
- 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】
- 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】
- 地区計画制度【住宅都市局】  
：うち都心部機能更新誘導方策に係る部分を重点とする
- 総合設計制度【住宅都市局】  
：うち都心部機能更新誘導方策に係る部分を重点とする
- 公開空地等の緑の質の助言・指導の方策検討【住宅都市局】
- 博多駅前の緑の顔づくり【住宅都市局】
- エリアマネジメントの推進等【総務企画局、中央区他】
- 都心居住・博多部振興プラン【住宅都市局】

※：地域（一定のエリア）における良好な環境や地域の価値を維持向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取り組み。特徴として、「つくること」だけでなく「そだてること」も対象とし、行政主導でなく、多くの住民、事業主、地権者等が関わり合いながら主体的に進めることがあげられる。

## ③都心部ウォーターフロント地区の緑の風景づくり

### <施策の基本的考え>

都心に近く、またコンベンションの拠点や、本市の海の玄関口として日常的に人が多く集まる中央・博多ふ頭地区をはじめとする都心部ウォーターフロント地区において、本市の海の玄関にふさわしく、また多くの人が親しめる緑豊かな水辺の空間を目指します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 中央ふ頭の緑化推進【港湾局】
- みなとの景観形成【港湾局】



## ④緑の顔となるセントラルパークの整備

### <施策の基本的考え>

昭和62年に、舞鶴公園から古代日本の大陸との外交拠点であった「鴻臚館」遺構が発見されました。この国民的歴史遺産と近世の遺跡である福岡城跡の復元を検討するとともに、公園計画区域内の諸施設の移転を進め、歴史や文化を活かした福岡のシンボリックな緑とするとともに、大濠公園と一体となった福岡市のセントラルパークを整備していきます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 舞鶴城址将来構想の推進【住宅都市局、教育委員会】

## (2) ヒートアイランド現象緩和に役立つ緑をつくる

### ①風のみちの確保

#### <施策の基本的考え>

博多湾から吹く海風は、市街地に冷気を運び、ヒートアイランド現象の緩和に役立っています。那珂川等の河川や、渡辺通りや大博通り等の道路は、「風のみち」となって、このような風を市街地に導いています。

風のみちの主要空間として、できる限り広幅員の道路空間の確保に努めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる市街地の面的整備、河川沿いの公共オープンスペース（道路・公園・公共空地）や民間オープンスペース（公開空地等）の整備とその緑化を進め、風の通りやすいオープンスペースの確保に努めます。

また、大気の冷却のため、河川やため池の水面の保全を図ります。

### <主な事業・制度【担当】>

- 地区計画制度【住宅都市局】  
：うち都心部機能更新誘導方針に係る部分を重点とする
- 総合設計制度【住宅都市局】  
：うち都心部機能更新誘導方針に係る部分を重点とする
- 公開空地等の緑の質の助言・指導の方策検討【住宅都市局】
- 那珂川ふるさとの川整備事業【道路下水道局】
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業【住宅都市局】

## ②空気を温めないための建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進

### <施策の基本的考え>

緑に覆われた地面は、アスファルト面に比べて高温化せず、蒸発散作用による冷却効果も見込まれます。また、屋上緑化や壁面緑化といった建築物の緑化によって建物の表面温度を下げることは、風を少しでも冷たい状態で都心に導くことに役立つと考えられる上、冷房需要の削減を通じて地球温暖化防止にもつながります。

そこで、公共施設や民有地の敷地や建物（屋上・壁面）における緑空間を、緑化基準の設定（緑化の義務化）や「都心部機

### <主な事業・制度【担当】>

- 公共施設緑化の強化【住宅都市局、各局・区】
- 都心部機能更新誘導方針による緑化推進【住宅都市局】
- 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】
- 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】

能更新誘導方策」等によって、緑の質の確保にも配慮しつつ形成します。

また、「朝顔のカーテン」など市民・企業等が手軽に行える建物緑化も普及させます。

○民有地緑化助成制度の拡充

【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

○建築物環境配慮制度【住宅都市局】

○優良建築物等整備事業【住宅都市局】

### ③涼しく快適に歩ける道路の形成

<施策の基本的考え>

都心部をはじめとする拠点的市街地の道路は、子どもから高齢者まで特に多くの人々が利用する空間ですが、夏期のアスファルト面の日なたでは熱中症の危険性が高くなる場所もあります。一方、樹木の下は、日射が遮られ、また路面からの照り返し・放射熱が少ないこと等から、体感温度が低くなることが知られています。

そこで、都心等の拠点的市街地の歩行空間において、街路樹の充実による木陰のあるまちづくりにより涼しく快適に歩ける道路の形成を図ります。

<主な事業・制度【担当】>

○街路樹整備【道路下水道局、住宅都市局】

○既存街路樹の育成【住宅都市局】

### ④都心部の公園緑地等のクールスポットとしての機能強化

<施策の基本的考え>

公園緑地等のように大小の樹林帯がある場所は、周囲の樹林に覆われていない所と比べ、その規模に応じて気温が低く、いわゆる「クールスポット」となり、ある程度大きなクールスポットによる気温低減効果は、樹林地の周囲の空間にも及びます。また、海風を受ける公園緑地等は、その冷気を貯える効果も見込まれます。

そこで、風のみちに位置する公園緑地等において、防犯面に配慮しながら植栽樹木について大きな樹冠の形成を行うこと等により、クールスポットとしての機能を強化します。

<主な事業・制度【担当】>

○公園再整備事業【住宅都市局】

## (3) 多様な緑の顔をつくる

### ①新たなまちづくりにおける緑の導入

<施策の基本的考え>

アイランドシティ、東部副都心、伊都、九州大学移転跡地などの新たなまちづくりにおける大規模な面的開発に際して、開発計画の中に緑化計画を盛り込んで計画的な緑の確保を図り

<主な事業・制度【担当】>

○アイランドシティのまちづくり・みなとづくり【港湾局】

○千早駅周辺のまちづ

ます。

また、地区計画の策定推進や緑地協定の締結促進を、新たなまちづくりの機会を捉えて積極的に行い、これらの制度に基づく緑化や緑地保全の基準に従った、質の高い緑のまちづくりを推進します。

- くり【住宅都市局】
- 九州大学移転に伴う西部地域のまちづくり【住宅都市局、道路下水道局他】
- 九州大学箱崎・六本松キャンパス跡地のまちづくり【住宅都市局】
- 地区計画制度【住宅都市局】
- 緑地協定【住宅都市局】

## ②副都心や地域中心\*等における緑化推進

(※都市マスで位置付け)

### <施策の基本的考え>

福岡市新・基本計画及び福岡市都市計画マスタープランでめざす「多核連携型都市構造」で位置付けられる副都心（東部、西部、南部）、地域中心（箱崎、鳥飼・六本松、姪浜）等について、地域の核として風格のある緑の風景形成を目指します。

これらの場所において、土地区画整理事業や道路・公共施設の整備の機会を捉え、地域の緑の顔となるような印象的な緑の道路や公園的空間の設置を図るとともに、地区計画制度等により、民有地における質の高い緑化誘導等を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 土地区画整理事業  
▽香椎駅周辺  
▽管崎【住宅都市局、道路下水道局】
- 橋本駅周辺のまちづくり【住宅都市局、道路下水道局】
- 地区計画制度【住宅都市局】

## ③空港、駅前の緑化

### <施策の基本的考え>

都心部の玄関口拠点の他に、空港、JRや西鉄大牟田線、新たに開通した七隈線をはじめとする地下鉄の駅前などは多くの来訪者が行き交う場であり、来訪者が福岡市を訪れ最初に目にする風景となります。福岡市の第一印象の向上をめざし、快適な広場空間の創出、建物や構造物と調和した美しい緑空間の形成に努めます。

また、市民・企業との共働により、駅周辺での花壇づくりや管理等を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 博多駅前の緑の顔づくり【住宅都市局】
- 空港周辺環境対策の推進（運動広場、花壇等整備など）【経済振興局】
- 地下鉄3号線（七隈線）沿線のまちづくり【住宅都市局】
- 駅前広場の整備等  
▽竹下駅【道路下水道局】

## (4) 歴史的風致を形成する緑等を守り、つくる

### ①福岡城跡、鴻臚館跡の復元・活用

#### <施策の基本的考え>

福岡城跡及び鴻臚館跡については、「舞鶴城址将来構想」に基づき、福岡固有の歴史・文化伝承の場、また本市の象徴的空間、さらには市民に潤いとやすらぎを提供する歴史公園として整備します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 舞鶴城址将来構想の推進【住宅都市局、教育委員会】
- 福岡城跡環境整備

福岡城跡については、「福岡城跡保存整備基本構想（平成16年策定）」に基づき、保存整備、管理運営、活用等に取り組みます。

鴻臚館跡については、計画的に発掘調査を行い全容の解明を図り、その成果をもとに当時の建物等の復元を含めた整備を検討します。

- 【教育委員会】
- 鴻臚館跡の発掘調査
- 【教育委員会】
- 歴史資源の活用促進
- 【経済振興局】

## ②神社・寺院周辺の緑の風景づくり

### <施策の基本的考え>

都心部には、本市の豊かな歴史を物語る神社・寺院の杜が多くあり、市民にも親しまれています。特に、聖福寺、崇福寺、承天寺、櫛田神社、住吉神社、警固神社などの社寺林は特別緑地保全地区に指定されており、これらを継続します。この他にも、福岡市の歴史や文化を表す緑を特別緑地保全地区、緑地保全林地区などの指定により保全します。

また、御供所地区等に見られる、社寺等の歴史文化遺産を核とした歴史的風致は、都市の魅力と風格形成の重要な要素の一つですが、都市活動の中で、都市的な風景に埋没してしまう可能性にさらされており、これら歴史的風致と調和した緑の保全・形成等を図ります。

さらに、ガイドボランティアの育成やイベント等を通じて、御供所地区等の歴史的風致をより多くの人に“見せる”取組を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区
- 【住宅都市局】
- 緑地保全林地区
- 【住宅都市局】
- 指定文化財
- 【教育委員会】
- 御供所地区街なみ環境整備事業【住宅都市局】
- 都市景観形成地区（景観形成基準）
- 【住宅都市局】
- 地区計画制度
- 【住宅都市局】
- 景観重要樹木（検討）
- 【住宅都市局】
- 博多情緒めぐり【博多区】

## ③大木・名木の保全

### <施策の基本的考え>

市街地に残る鎮守の森や古くからの大木、名木といった緑は、私たち一人ひとりが自分の歴史をふりかえる原風景であることはもちろん、地域の歴史を伝える遺産として、また、まちに風格を与える緑として貴重なものです。

そのため、民有地の大木・名木は、保存樹や天然記念物、景観重要樹木の指定等により、積極的に保存に努めるとともに、学校校庭などの公共敷地内の大木・名木も、建物建て替え時の保存に努めます。

また、これらの大木・名木を衰弱、枯死から救うため、樹木医による適切な治療、処置を促したり、所有者が適切に管理を行いやすいよう支援します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 保存樹【住宅都市局】
- 景観重要樹木（検討）
- 【住宅都市局】
- 指定文化財（天然記念物）
- 【教育委員会】
- 「100年の大樹」指定
- 【住宅都市局】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■花と緑あふれる都心部と都心部ウォーターフロント地区、ヒートアイランド現象緩和に役立つ緑をつくるために

#### 《つくり、育て、親しむために》

- 総合設計制度の公開空地制度、地区計画制度、都心部機能更新誘導方策等を活用してできた公開空地等などの建物敷地や建物の屋上・壁面等に、質が高くボリュームのある緑化を行きましょう。
- 路地に位置する商店等でも、鉢植え等により花と緑で修景しましょう。
- 公園の樹木や草花を大切にしましょう。
- 周辺の公園づくりワークショップ、管理活動に参加しましょう。
- 街路樹や花壇の草花を大切にしましょう。
- 周辺の街路樹の管理や、街路での花づくり・管理活動に参加しましょう。

### ■多様な緑の顔をつくるために

#### 《つくるために》

- 住宅や事業所で、新たにつくられたまちにふさわしい、質の高い緑化を行きましょう。
- 緑地協定や地区計画づくりに参加し、これらの基準に沿って、地域全体の緑化や緑地保全を行きましょう。

### ■歴史的風致を形成する緑等を守り、つくるために

#### 《守るために》

- 特別緑地保全地区、保存樹、天然記念物等の指定や指定継続に協力するとともに、法に従い保全しましょう。

#### 《つくるために》

- 神社・寺院等の歴史的資源周辺では、建築物の植栽や色・高さ等を、歴史的資源と調和させましょう。



## 基本方向4. 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります

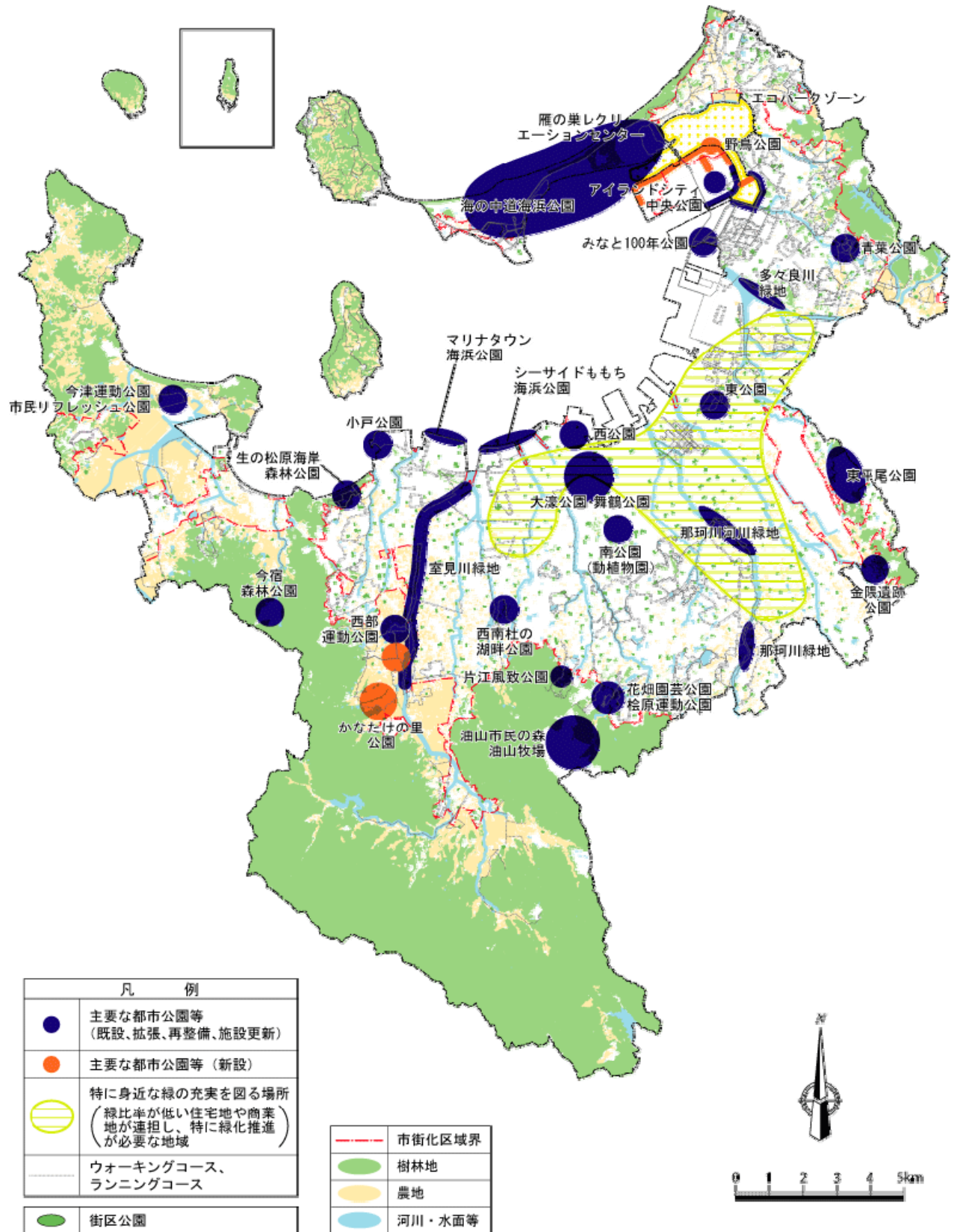
### 身近

- 少子高齢化の進展などにより公園緑地等に対するニーズが変化するとともに、本市が暮らしやすい都市であり続けるために公園緑地等が果たすべき役割はますます大きくなっています。都市公園をはじめとする公園緑地等の適正配置と、これまでに蓄積されてきた既存公園緑地等の再生や効率的な管理・活用等により、子どもからお年寄りまで自分らしく健康で豊かな生活を楽しむ舞台となり、多様なニーズとライフスタイルに対応する緑をつくります。
- 市民・市民団体・企業との共働やパークマネジメントの仕組みづくりを進めることで、公園の管理・運営を充実させます。
- 公園緑地等を核とした緑のまち歩きネットワークの形成や、公園緑地と周辺の風景の調和を図るなど、公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進めます。
- 住宅の庭木や生垣、商業施設の緑などは、生活空間に連続的に広がる緑のベースであり、身近な暮らしを潤いのあるものとするために重要な役割を担っています。よって、住宅地、商業地、工業地など私有地の緑の量の確保と質の向上を図るため緑化基準を定める等とともに、市民・企業による主体的な取組を促進します。
- 身近な地域に個性と風格を与える歴史的遺産の背景として、歴史的風情・情緒・たたずまいを醸し出す緑を、守り、創り、育てます。
- 緑のリサイクル、緑の管理のための雨水利用など、緑の分野における循環型都市づくりの取組を進めます。

■再整備された公園  
(小柳公園)



## ■身近な緑の充実のための配置計画図



**(1) 都市公園を整備する**

- ①身近な都市公園の整備
- ②大規模な都市公園の整備
- ③その他の都市公園の整備
- ④既存都市公園の拡張整備

**(2) 都市公園以外の公園的空間を充実させる**

- ①みなとの緑化
- ②公共公益施設等の公園的整備
- ③学校等の開放
- ④民有地などの広場の活用

**(3) より市民ニーズに応える公園緑地等にする**

- ①公園づくりへの市民参加の促進
- ②子育て・子育ての場として利用しやすい公園づくり
- ③健康づくりに資する身近な公園づくり
- ④スポーツができる・みる公園づくり
- ⑤動植物園の再生
- ⑥特色ある公園緑地等の整備

**(4) 多くの人が利用しやすい公園緑地等にする**

- ①既存都市公園のリフレッシュ
- ②公園緑地等のバリアフリーの促進
- ③ユニバーサルデザインの公園づくり
- ④公園利用サービスの充実
- ⑤複合施設の導入、一体的整備

**(5) 公園緑地等の管理・運営を充実させる**

- ①市民・市民団体・企業の公園緑地等の管理・運営への参加促進
- ②指定管理者による公園の運営・管理の促進
- ③その他公園管理手法の充実
- ④都市公園を活用した収入確保

**(6) 公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進める**

- ①公園緑地等を核とした緑のまち歩きネットワークの形成
- ②風景保全のための建築物等の景観誘導



## (7) 緑あふれるまち並みを形成する

- ①緑化基準の設定(緑化の義務化)
- ②公共公益施設の緑化推進
- ③学校の緑化推進
- ④住宅地の緑化推進
- ⑤商業地の緑化推進
- ⑥工業地の緑化推進

## (8) 身近な歴史文化遺産を守り、緑で彩る

- ①神社・寺院周辺の緑の風景づくり <<再掲>>
- ②大木・名木の保全 <<再掲>>
- ③古墳や史跡等の公園的整備 <<再掲>>

## (9) 緑で循環型都市づくりに貢献する

- ①緑のリサイクル等
- ②循環型の材料による公園整備等
- ③水の有効活用



## 施策の基本的考え、主な事業・制度

〔注：緑文字の事業・制度は  
重点事業・取組〕

### (1) 都市公園を整備する

#### ①身近な都市公園の整備

##### <施策の基本的考え>

都市公園などは、市街地における緑とオープンスペースの核となるものです。福岡市では、市民1人当たりの都市公園面積は8.76㎡(平成20年4月1日現在)であり、統計をはじめた昭和35年の1.04㎡に比べると8倍以上に増えましたが、まだ都市公園が身近にない地域もあります。

都市公園が身近になく、必要性が高い地域で、「身近な公園」である街区公園や近隣公園等の整備を進めます。

また、財政的に用地取得を伴う新規都市公園の整備が困難ななか、立体公園や借地公園制度の活用、公有地の有効活用等により、財政負担の少ない方法での都市公園用地確保を図ります。

##### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局】
- ▽幼児公園
- ▽街区公園
- ▽近隣公園
- 身近な公園個性化事業  
【住宅都市局】

## ②大規模な都市公園の整備

### <施策の基本的考え>

本格的な運動施設や自然とふれあえる場など、総合的なスポーツ・レクリエーション施設をもった総合公園や運動公園、地区公園を、全市的な配置バランスを考慮しながら整備を進めます。

また既存施設の拡張や老朽化した施設の更新を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局、国】
- ▽海の中道海浜公園
- ▽総合公園
- ▽運動公園
- ▽地区公園

○舞鶴城址将来構想の推進  
【住宅都市局、  
教育委員会】

## ③その他の都市公園の整備

### <施策の基本的考え>

本市の特徴となっている地形、歴史的風土、既存の緑を生かした都市公園を整備します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局】
  - ▽特殊公園
  - ▽都市緑地、緑道
- かなたけの里公園整備  
【住宅都市局】

## ④既存都市公園の拡張整備

### <施策の基本的考え>

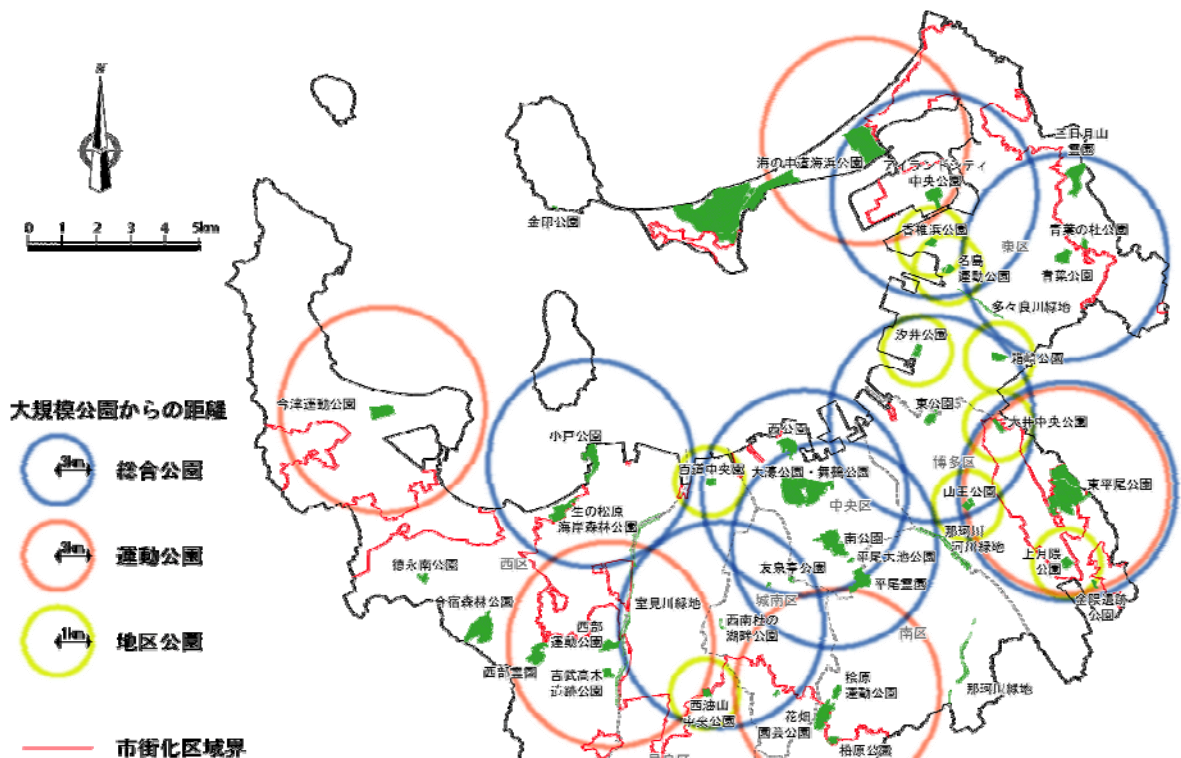
街区公園と近隣公園の中には、敷地が狭いことや野球場などの特定の施設が敷地の多くを占めていることによって、本来必要な機能を満たしていないものがあります。

それらの都市公園では、機会を捉えて公園区域の拡張に努めるほか、施設の再配置を行うことによって、都市公園の必要な機能を果たすことができる敷地の確保に努めます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局】

## ■大規模公園の配置状況



## ■都市公園の配置方針

### ①身近な都市公園

#### ▽幼児公園

街区公園の一種であり主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする面積 0.1ha 未満の公園です。

#### ▽街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

標準面積 0.25ha、誘致距離 250m、1 小学校区に 4 箇所を原則として配置します。

#### ▽近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

標準面積 2.0ha、誘致距離 500m、1 小学校区に 1 箇所を原則として配置します。

### ②大規模な都市公園

#### ▽地区公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

標準面積 4.0ha、各区に 2～3 カ所または都市基幹公園（総合公園、運動公園）がない場所ではそれを補完する場所に原則として配置します。

#### ▽総合公園

市民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。山すそ部やため池等の地域の自然・文化的特徴を活かした場所、広域的な利用が可能な場所に配置します。

#### ▽運動公園

市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。

### ③特殊公園

#### ▽風致公園

主として風致を享受することを目的とする公園です。眺望の良い樹林地やため池、海岸の松林等に配置します。

#### ▽墓園

その面積の 2/3 以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園です。市東部、中部、西部に配置しています。

#### ▽歴史公園

史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とする公園です。文化財の立地に応じて配置します。

#### ▽動植物公園

動物園、植物園等特殊な利用に供される公園を配置しています。

## ④その他の都市公園

### ▽国営海の中道海浜公園

一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園で、広域レクリエーション需要を充足することを目的としています。

- 規模 539.4ha（うち312.5ha 開園、雁の巣レクリエーションセンターを含む）
- 施設概要 広場、園路、駐車場、遊戯施設、ホテル、プール、海洋生態科学館、青少年海の家等

### ▽都市緑地

都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地です。特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定と調整しつつ、都市内に適宜配置します。

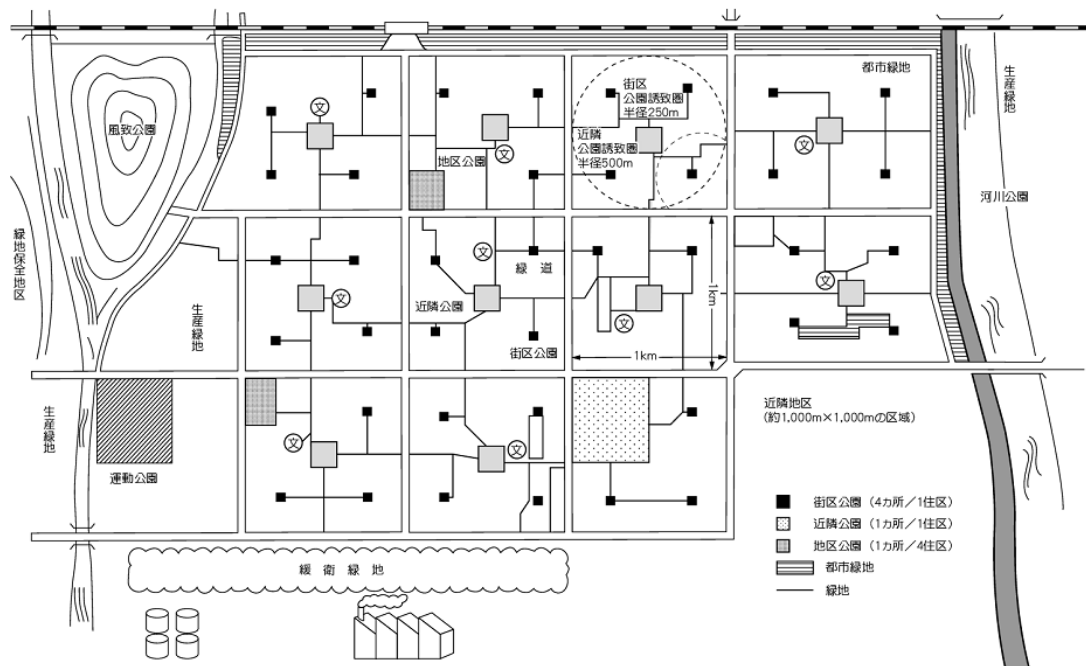
- 標準規模 0.1ha 以上（既成市街地等における良好な樹林地あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るための緑地は0.05ha 以上）
- 候補地 市街地内に独立して存する緑地、市街地内における傾斜地の緑地、道路・鉄道・河川沿い・高圧線下等の線的な緑地、官公庁・学校・社会福祉施設等と併設した面的な緑地

### ▽緑道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。

- 標準規模 幅員 10～20m
- 候補地 河川沿いや街路の沿道、土地区画整理事業地区内、市街地再開発事業地区内等

## ■都市公園等配置モデルパターン



## (2) 都市公園以外の公園的空間を充実させる

### ① みなとの緑化

#### <施策の基本的考え>

中央・博多ふ頭などの既存ふ頭やアイランドシティ地区をはじめとして、みなとの緑化を図ります。

また、多くの市民が潮干狩り、散策、バードウォッチング等を楽しんでいるエコパークゾーンでは、海浜プロムナードやグリーンベルト、野鳥公園の整備等を進め、周辺市街地やアイランドシティの新しいまちと水域が一体となった、水と緑の拠点づくりに取り組みます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- アイランドシティのまちづくり・みなとづくり【港湾局】
- 御島海域周辺の海浜プロムナード及びアイランドシティ外周緑地の整備【港湾局】
- エコパークゾーンの保全・整備【港湾局】
- 中央ふ頭の緑化推進【港湾局】
- みなと100年公園の整備【港湾局】
- みなとの景観形成【港湾局】

### ② 公共公益施設等の公園的整備

#### <施策の基本的考え>

河川・ため池、史跡・遺跡、福岡空港周辺の移転補償跡地、下水処理施設や清掃工場内などの公共公益施設等の公園的整備を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

(各項に示す事業・制度)

### ③ 学校等の開放

#### <施策の基本的考え>

学校は地域住民の身近な施設であり、地区の緑の拠点です。なおかつ校庭はスポーツが楽しめるスポーツ・レクリエーション機能をもつ場所でもあります。さらに、小中学校は全市の人口分布に応じて適切に配置されており、住区基幹公園としての機能の一部を代替できる貴重なオープンスペースといえます。

これまでも校庭開放が行われてきましたが、引き続き、学校を市民に身近なオープンスペースとして積極的に活用します。

#### <主な事業・制度【担当】>

### ④ 民有地などの広場の活用

#### <施策の基本的考え>

田園スポーツ広場、運動場など、民間の遊休地などを地域の広場等として活用します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 田園スポーツ広場【農林水産局】
- 遊休地活用運動広場【市民局】

## (3) より市民ニーズに応える公園緑地等にする

### ① 公園づくりへの市民参加の促進

#### <施策の基本的考え>

本市ではこれまで、都市公園やため池の公園整備等のための

#### <主な事業・制度【担当】>

- 身近な公園個性化事業

市民ワークショップを数多く実施してきました。自分たちが考えた公園緑地等ができることによって公園緑地等への愛着が増し、利用促進やマナーの向上、公園管理への市民参加も期待されることから、今後も公園づくりにおいてワークショップを積極的に行います。

【住宅都市局】

## ②子育ち・子育ての場として利用しやすい公園づくり

### <施策の基本的考え>

都市公園等の整備や再整備において、見通しの確保等による子どもが安心して遊べる空間づくり、親も心安らかに見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくり等を行います。

また、身近な公園では体験できない大型で多様な遊具を配した公園緑地等を増やします。

さらに、公園や緑地を整備・運営する際には、子どもの視点や意見を取り入れるとともに、公園緑地等を活用した環境学習の機会の充実を図ります。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】
- 身近な公園個性化事業【住宅都市局】
- 特別緑地保全地区の管理と活用の充実【住宅都市局】
- 指定管理者によるイベントの充実【住宅都市局】
- 元気っこを育む公園整備事業【南区】
- 外遊び応援事業【城南区】

## ③健康づくりに資する身近な公園づくり

### <施策の基本的考え>

公園利用者が気軽に健康の増進を図ることができるよう、足腰にやさしい舗装材を使ったウォーキングやジョギングルートの整備、腹筋運動、ストレッチなどができる遊具の整備を身近な都市公園等において進めます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】
- 指定管理者によるイベントの充実【住宅都市局】
- 各区のウォーキング推進事業【東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区】

## ④スポーツができる・みる公園づくり

### <施策の基本的考え>

市民自らがスポーツを楽しむとともに、国際競技大会の開催や観戦にも対応できるスポーツ施設について、市民ニーズを踏まえながら既存施設の改修や機能充実を含め整備について検討を行います。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】

## ⑤動植物園の再生

### <施策の基本的考え>

動植物園を、障がい者や高齢者、幼児を同伴した人等も気軽に訪れ、快適に楽しみ、学び心癒すことのできる場、動物の生態に配慮し、来園者がいきいきとした動物の行動を身近で観察できる場として再生します。

また、植物園においては、レクリエーションから学習・研究まで、花や緑に関する幅広いニーズに応えることができるよう、施設、体制の充実を図るとともに、平成 22 年に開園 30 周年を迎えるにあたり、植物園の中心施設である温室をリニューアルします。

### <主な事業・制度【担当】>

○動植物園の再生  
【住宅都市局】

## ⑥特色ある公園緑地等の整備

### <施策の基本的考え>

自然とのふれあいを求めるニーズはますます高まっており、既存の自然を活かした自然とふれあえる公園づくりを進めます。

また、その他の新しい利用ニーズについても、ニーズに応じた整備を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

○都市公園の整備  
【住宅都市局】  
○公園再整備事業  
【住宅都市局】  
○かなたけの里公園整備  
【住宅都市局】  
○エコパークゾーンの  
保全・整備【港湾局】

## (4) 多くの人が利用しやすい公園緑地等にする

### ①既存都市公園のリフレッシュ

#### <施策の基本的考え>

施設が老朽化したり、新たな時代の地域のニーズや新しいレクリエーション需要に応えるため、ワークショップ等住民参加の手法を用いた住民主体の公園づくりとともに、都市公園の再整備を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○公園再整備事業  
【住宅都市局】  
○身近な公園個性化事業  
【住宅都市局】

### ②公園緑地等のバリアフリーの促進

#### <施策の基本的考え>

公園を、高齢者、障がい者を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを享受できるよう、「バリアフリー新法※」や「福岡市福祉のまちづくり条例の整備基準、誘導基準」に基づき、公園の出入口や園路の幅、勾配等について、高齢者や障がい者などが利用しやすくなるようにバリアフリーを積極的に進めます。

#### <主な事業・制度、担当>

○都市公園の整備  
【住宅都市局】  
○公園再整備事業  
【住宅都市局】  
○バリアフリーのまち  
づくり推進事業  
【保健福祉局】

※：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 12 月施行）」の通称です。高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針や基準を定めるものとしています。

### ③ユニバーサルデザインの公園づくり

#### <施策の基本的考え>

ハード・ソフトともに、あらゆる人の多様なニーズに対応した利用しやすい公園づくりを目指します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

### ④公園利用サービスの充実

#### <施策の基本的考え>

駐輪場や駐車場の整備を進めるとともに、売店やレストランなどのサービス施設を充実します。また、イベントや施設の予約状況等の情報提供システムの向上など、公園利用サービスの充実に努めるとともに、ボランティアを活用したパークアドバイザーの導入を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

### ⑤複合施設の導入、一体的整備

#### <施策の基本的考え>

都市公園と文化施設や社会福祉施設、公民館等との一体的整備を進め、より安全かつ公園利用の多様化・活性化に努めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

## (5) 公園緑地等の管理・運営を充実させる

### ①市民・市民団体・企業の公園緑地等の管理・運営への参加促進

#### <施策の基本的考え>

「地域内公園連携管理」の拡充や、公園管理に必要な知識や技術を提供する人材（パークコーディネーター）の育成、公園の管理・運営に関するボランティア制度の検討、企業に事業所周辺の公園緑地等の管理に参加してもらおう等、市民・市民団体・企業と行政の共働による公園緑地等の管理・運営を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 公園愛護会【住宅都市局】
- 地域内連携公園管理の推進【住宅都市局】
- 公園ボランティア制度【住宅都市局】
- NPO等と行政による共働事業【住宅都市局】

### ②指定管理者による公園の運営・管理の促進

#### <施策の基本的考え>

公園緑地等に対する市民ニーズの多様化に、より効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度等によって、民間活力による公園の運営・管理を促進し、民間のノウハウを生かしつつ、イベント開催や指定管理者による公園施設の設置などにより、公園利用サービスの向上や経費の節減を図ります。

また、市や指定管理者などが、i. 個々の公園緑地等の将来像を描き、ii. 管理・運営計画を立て、iii. それに基づいて活動し、iv. 活動の効果（将来像の達成状況）を自己評価し改善する「パークマネジメント」の仕組みづくりを、現在指定管理者による公

#### <主な事業・制度【担当】>

- 指定管理者の公募・指定等【住宅都市局】
- 指定管理者制度の拡充【住宅都市局】



園管理の中で行っている活動評価をもとに拡充します。

### ③その他公園管理手法の充実

#### <施策の基本的考え>

公園利用の活性化や多様なニーズに対応して、効率的かつ適切な管理運営が行えるよう、前記の管理体制の充実に加え、管理費の縮減に向けて様々な手法を検討するとともに、公園管理の情報システム化を進めます。また、都市公園の維持管理において、アセットマネジメントの考え方を導入して長寿命化を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 公園台帳の電子化【住宅都市局】
- 公園管理へのアセットマネジメントの導入【住宅都市局】

### ④都市公園を活用した収入確保

#### <施策の基本的考え>

ネーミングライツや立体公園制度、駐車場の有料化等の都市公園を活用した収入確保の方策について検討することで公園サービスの向上を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 新たな財源の確保【住宅都市局、財政局】

## (6) 公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進める

### ①公園緑地等を核とした緑のまち歩きネットワークの形成

#### <施策の基本的考え>

公園緑地等は、ネットワーク状に配置されることで補完しあい、より機能が向上します。さらに、公園緑地等につながる道路の緑等が充実すれば、例えば、市民が住まいの場所から公園まで楽しく快適に歩いて行けるようになったり、公園から公園までの間をウォーキングできるようになる等、公園緑地等の利用しやすさや利用価値が高まります。

そこで、各区等で位置づけている道路のウォーキングコースで、緑の充実、ベンチやサインの設置等により、公園緑地等を始終点として散策することができる「緑のまち歩きネットワーク」を形成します。

また、このようなコース上の主要な公園緑地等について、案内板やベンチの設置、ユニバーサルデザイン化、公園内へのウォーキングコース設置等、まち歩きネットワークの拠点として充実させます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 各区のウォーキング推進事業【東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

### ②風景保全のための建築物等の景観誘導

#### <施策の基本的考え>

公園緑地等の地域のランドマークとしての価値をより高めるために、特に良好な緑の風景となっている公園緑地等周辺の市街地において、風景を保全するための、建築物の形態意匠の誘導等を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 地区計画制度【住宅都市局】
- 大規模建築物等届出制度（景観形成基準）【住宅都市局】
- 景観計画【住宅都市局】

## (7) 緑あふれるまち並みを形成する

### ①緑化基準の設定(緑化の義務化)

#### <施策の基本的考え>

緑豊かで魅力あるまち並みを形成するため、一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑化基準の設定  
(緑化の義務化)  
【住宅都市局】

### ②公共公益施設の緑化推進

#### <施策の基本的考え>

市役所・区役所・病院等の公共公益施設は、多くの市民が訪れる施設や地域のシンボリック施設が多く、緑化によるアピール度も高いものがあります。

そこで、市による公共公益施設の整備に際しては、公共施設緑化協議等により、緑化や既存の樹木の保全を積極的に推進し、一定以上の緑の面積の確保と、質の高い緑化を推進し、地域や地区の特性にあった緑の拠点づくり、民有地緑化を先導する緑づくりを行います。特に、文化施設や官公署施設の整備においては、道路や都市公園との一体的整備により、緑のまちづくり拠点の形成を図ります。

また、既存の公共公益施設でも、多くの市民の目に触れるにもかかわらず緑の量や質が不十分なものについて、既設の建物における屋上・壁面緑化や、駐車場緑化等により緑の充実を図ります。

一方、民間の施設を含めた厚生施設、供給処理施設、運輸施設においては、静穏な環境を保全するための緑化や周辺地域の環境・まち並みに配慮した緑化を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○公共緑化連絡調整会議  
○公共施設緑化協議・指導  
○樹木管理等設計指導  
○緑管理の充実  
【住宅都市局】  
○官公署施設の緑化  
【各局】  
○厚生施設の緑化  
【保健福祉局等】  
○処理施設の緑化  
【道路下水道局、環境局等】  
○運輸施設の緑化  
【交通局等】  
○駅前広場等の緑化  
【道路下水道局、住宅都市局】  
○駐車場・駐輪場等の緑化  
【道路下水道局】

#### ■公共公益施設の分類（都市計画基礎調査実施要領より）

官公庁施設	県市町庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
文教厚生施設	大学、高等専門学校、小・中・高等学校、各種学校、保育所、病院、診療所、老人ホーム、公会堂、体育館、競技場、研究所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
運輸施設	駅舎、自動車ターミナル、港湾施設、荷とき場、空港
供給処理施設	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所

### ③学校の緑化推進

#### <施策の基本的考え>

学校は、子どもたちが緑豊かな空間に親しみ緑の大切さを学ぶ場等として、また地域コミュニティの拠点として、他の公共公益施設にも増して緑化が求められます。

そこで、接道緑化や、学校ビオトープ整備、校庭の芝生化等により、緑豊かな学習環境の形成や環境教育の取組を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○学校緑化  
【教育委員会、住宅都市局、環境局】

## ④住宅地の緑化推進

### <施策の基本的考え>

#### ●生垣化、ベランダ・屋上・壁面緑化等の推進

花と緑あふれる住宅地とするためには、戸建て住宅では、ガーデニング等によって、生垣や庭木など家の外からでも見え、誰もが楽しめる花と緑を増やしていくことが重要です。

また、中高層住宅では、ベランダ等の緑化のほか、エントランス等の共有の花壇や庭などの緑を美しく保つことが重要です。さらに、壁面緑化や擁壁の緑化等を行えば、住宅地において人の目に入る緑の量は大きく増加します。

行政としても、既存の民有地緑化助成制度等の周知や充実により、積極的に支援するほか、緑化基準の設定（緑化の義務化）などによる住宅地の緑化推進について検討します。

#### ●緑地協定の推進

福岡市では平成 19 年現在、緑地協定が 17 地区（123.8ha）で締結されています（期間中のもののみ計上）。今後もこれらの協定を継続させるとともに、5,000 m<sup>2</sup>以上の住宅地開発においては、緑豊かな住環境の育成と保全を図るため、緑地協定の締結を働きかけます。

#### ●地区計画の推進

地区計画制度は、各々のまちにあった独自のルールをつくって、これを都市計画に位置づけ、そのルールを法律で守っていく制度です。平成 16 年の法改正により、地区計画において緑化率を定められるようになり、本市では、平成 20 年現在、地区計画のうち緑に関する事項を定めた地区は 22 地区あり、うち 3 地区では緑化率を定めています。

今後とも地区計画等に関する情報を市民に提供するなどして、地区計画の策定に向けた市民の取組を促進します。

#### ●風致地区の運用

緑化義務、緑地保全義務のある風致地区において、基準に基づき、市民などによる緑化及び緑地保全を指導します。

### <主な事業・制度【担当】>

#### ○緑化基準の設定 （緑化の義務化） 【住宅都市局】

- 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】
- 緑地協定【住宅都市局】
- 地区計画制度【住宅都市局】
- 風致地区【住宅都市局】

## ⑤商業地の緑化推進

### <施策の基本的考え>

#### ●企業の自主的な公開空地等設置の促進

平成 20 年現在、福岡市には商業地を中心に約 120 箇所の公開空地が確保されており、公園緑地が少ない商業地での貴重なオープンスペースとなっています。ビル建替時における公開空地等の確保を総合設計制度、地区計画制度や都心部機能更新誘導方策を活用し推進します。

また、公開空地の緑の質やベンチの設置など利用価値の向上

### <主な事業・制度【担当】>

#### ○緑化基準の設定 （緑化の義務化） 【住宅都市局】

#### ○屋上・壁面緑化助成 【住宅都市局】

- 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑の

のため、助言・指導の方策を検討します。

### ●景観計画に基づく緑化推進、大規模施設の緑化

「福岡市景観計画」に基づき、「景観計画重点地区」として指定する予定のシーサイドももち地区、天神（明治通り・渡辺通）地区、御供所地区、香椎副都心（千早）地区の4箇所及び今後指定予定地区において、建築物等の新築等の際、及びその他の市内（景観計画区域）における一定規模以上の大規模建築物等の新築等の際に敷地内の緑化について検討を行い、助言・指導を行います。

### ●駐車場の緑化

都心部等の商業地には青空駐車場が多く、道路に面して大きな間口を持っていますが、敷地内の緑化や修景に配慮されているとはいえません。そこで、駐車場の接道部分の緑化について、企業に積極的に働きかけます。

まちづくり協会】
○地区計画制度 【住宅都市局】 ：うち都心部機能更新誘導方策に係る部分を重点とする
○総合設計制度 【住宅都市局】 ：うち都心部機能更新誘導方策に係る部分を重点とする
○公開空地等の緑の質の助言・指導の方策検討 【住宅都市局】
○都市景観形成地区（景観計画重点地区） 【住宅都市局】

## ⑥工業地の緑化推進

### <施策の基本的考え>

工場敷地や倉庫施設等の工業地は一般的に大規模な敷地を持ち、接道部分も長いため、良好な緑化が行われれば、地区の緑の拠点になる可能性があります。

住宅と工場が混在した市街地では、住環境の向上を図るためにも積極的な緑化が必要です。今後とも工場立地法の基準に満たない小規模な工場についても、市条例に基づく緑化を積極的に働きかけ、工場敷地内の緑化を推進します。

また、これら工業地も含めた緑化基準の設定（緑化の義務化）を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 緑化基準の設定（緑化の義務化）  
【住宅都市局】
- 工場立地法  
【経済振興局】
- 屋上・壁面緑化助成  
【住宅都市局】
- 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、（財）福岡市森と緑のまちづくり協会】

## （８）身近な歴史文化遺産を守り、緑で彩る

### ①神社・寺院周辺の緑の風景づくり <<再掲>>

#### <施策の基本的考え>

福岡市には、豊かな歴史を物語る神社、寺院の杜が多くあり、市民にも親しまれています。特に、筥崎宮、聖福寺、崇福寺、承天寺、櫛田神社、住吉神社、警固神社、護国神社などの社寺林は特別緑地保全地区に指定されており、これらの継続に努めます。この他にも、福岡市の歴史や文化を表す緑を特別緑地保全地区、緑地保全林地区などの指定により保全します。

また、筥崎宮や香椎宮の参道周辺等に見られる、社寺等の歴史文化遺産を核とした歴史的風致は、都市の魅力と風格形成の重要な要素の一つですが、都市活動の中で、都市的な風景に埋没してしまう可能性にさらされていることから、これら歴史的風致を調和した緑の保全・形成等を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区  
【住宅都市局】
- 緑地保全林地区  
【住宅都市局】
- 指定文化財  
【教育委員会】
- 地区計画制度  
【住宅都市局】
- 景観重要樹木（検討）  
【住宅都市局】

## ②大木・名木の保全 **《再掲》**

### <施策の基本的考え>

市街地に残る鎮守の森や古くからの大木、名木といった緑は、私たち一人ひとりが自分の歴史をふりかえる原風景であることはもちろん、地域の歴史を伝える遺産として、また、まちに風格を与える緑として貴重なものです。

そのため、民有地の大木・名木については、保存樹や天然記念物、景観重要樹木の指定を図り、積極的に保存に努めるとともに、学校校庭などの公共敷地内の大木・名木も、建物建て替え時の保存に務めます。

また、これらの大木・名木を衰弱、枯死から救うため、樹木医による適切な治療、処置を促します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 保存樹【住宅都市局】
- 指定文化財(天然記念物)  
【教育委員会】
- 景観重要樹木(検討)  
【住宅都市局】
- 「100年の大樹」指定  
【住宅都市局】

## ③古墳や史跡等の公園的整備 **《再掲》**

### <施策の基本的考え>

福岡市には鴻臚館跡や今津、生の松原などの元寇防塁、金印公園など、地域の歴史性、文化性を表現する古墳や史跡、歴史公園などが数多く存在します。

これらの周囲の緑化や施設整備、また、可能な場所では周囲を公園として整備することで、歴史的風土を感じることが出来る空間をつくり出し、活用を促進します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 史跡・遺跡の公園的整備  
▽吉武高木遺跡環境整備【教育委員会】
- 都市公園の整備  
【住宅都市局】
- 歴史資源の活用促進  
【経済振興局】

## (9) 緑で循環型都市づくりに貢献する

### ①緑のリサイクル等

#### <施策の基本的考え>

剪定枝を有効活用するとともに、ゴミ減量に寄与するため、公共施設で発生する樹木の剪定枝を加工して土壌改良材等をつくる「緑のリサイクル施設」の利用を促進するとともに、製品の利用拡大を図ります。また、不要となった樹木を再利用するための情報交換の場の提供を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 緑のリサイクル事業  
【住宅都市局】

### ②循環型の材料による公園整備等

#### <施策の基本的考え>

公園整備においては、レンガや自然石などの古くなっても再利用が可能な材料を使用すると同時に、目地を砂目地にするなど、材料の再利用が可能な工法を積極的に採用するとともに、剪定枝や下水汚泥などを原料とした土壌改良材の利用や再生砂や木材チップ等を利用した舗装など再生資材の活用により、資源の循環を図ります。

また、公園内のゴミ持ち帰り運動をすすめ、ゴミの減量化に対する意識の啓発を図ります。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局】
- 公園再整備事業  
【住宅都市局】

### ③水の有効活用

#### <施策の基本的考え>

本市は水資源の乏しい都市であり、植物の生育を図る上でも、水の循環利用を積極的に図る必要があります。そこで、雨水の利用も含め公園や街路樹の管理において雑用水の利用を拡大していくことを検討します。

また、公園や道路等の公共施設整備における雨水透水性舗装や雨水浸透枡、雨水浸透性側溝などの導入や、家庭の植栽への散水等における雨水利用を促進します

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備  
【住宅都市局】
- 公園再整備事業  
【住宅都市局】
- 雨水貯留タンク助成  
【道路下水道局】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■公園緑地等を充実させ、より利用しやすくするために

#### 《つくるために》

○公園づくりワークショップなどに参加し、市民・市民団体・企業のアイデアを公園づくりに活かしましょう。

#### 《育てるために》

○公園愛護会や地域団体を発足して、公園管理の主体となって活動しましょう。

○周辺の公園管理に参加しましょう。

○良好な緑の風景を持つ公園緑地等の周辺で、建築物の高さや色などに配慮しましょう。

#### 《親しむために》

○公園緑地等を利用・活用しましょう

○公園緑地等の樹木や草花、遊具などを大切にしましょう。

### ■緑あふれるまち並みを形成するために

#### 《つくり、育てるために》

##### 住宅地で

○戸建て住宅では、ガーデニング等によって、庭に中高木を植えたり、門の周りをコンテナ緑化したり、接道部分の塀を生垣にかえたり、塀にツタ類を這わせるなど、家の外からでも見え、誰もが楽しめる花と緑を増やしましょう。

○住宅等の建て替え時に、できる限り樹木を保存しましょう。

○中高層住宅では、ベランダ等の緑化のほか、エントランス等の共有の花壇や庭などの緑を美しく保ちましょう。

○中高層住宅の建築時には、共用空間の質の高い緑化、屋上・壁面緑化、擁壁の緑化等を行いましょ。

○緑地協定や地区計画に参加・協力し、これらの基準に沿って、地域全体の緑化や緑地保全を行いましょ。

##### 商工業地で

○総合設計制度の公開空地制度、地区計画制度、都心部機能更新誘導方策等を活用してできた公開空地等などの建物敷地や建物の屋上・壁面等に、質が高くボリュームのある緑化を行いましょ。

○路地に位置する商店等でも、鉢植え等により花と緑で修景しましょ。

### ■身近な歴史文化遺産を守り、緑で彩るために

#### 《守るために》

○特別緑地保全地区、保存樹、天然記念物等の指定や指定継続に協力するとともに、法に従い保全しましょ。

### ■緑で循環型都市づくりに貢献するために

#### 《育てるために》

○落ち葉のコンポスト化など、自宅でできる緑のリサイクルを行いましょ。

○家庭に雨水貯留タンクを設置するなどして、植栽への散水等に雨水を利用しましょ。



## 基本方向5. 福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります

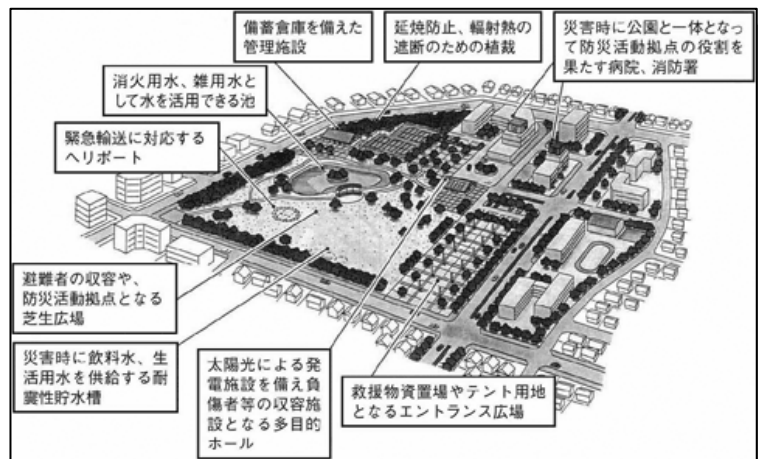
### 安全・安心

- 広域避難場所まで遠い地域等を中心に、災害時の避難場所となる都市公園の整備を検討します。また、災害対応・復興の拠点となる都市公園の機能を充実させます。
- 大震火災時の延焼を防ぎ、避難路となる連続的な緑とオープンスペースを、河川や幹線道路を活用して確保・配置します。
- 都市型水害による浸水被害の防止のため、市街地において、雨水流出抑制のための機能を持った都市公園等を充実させます。
- 豊かな緑を保ちつつ、公園利用者の安全確保と公園緑地等での防犯対策の強化を図ります。

#### ■新潟県中越地震における都市公園活用状況 「ボランティアによる炊き出し支援（十日町市）」



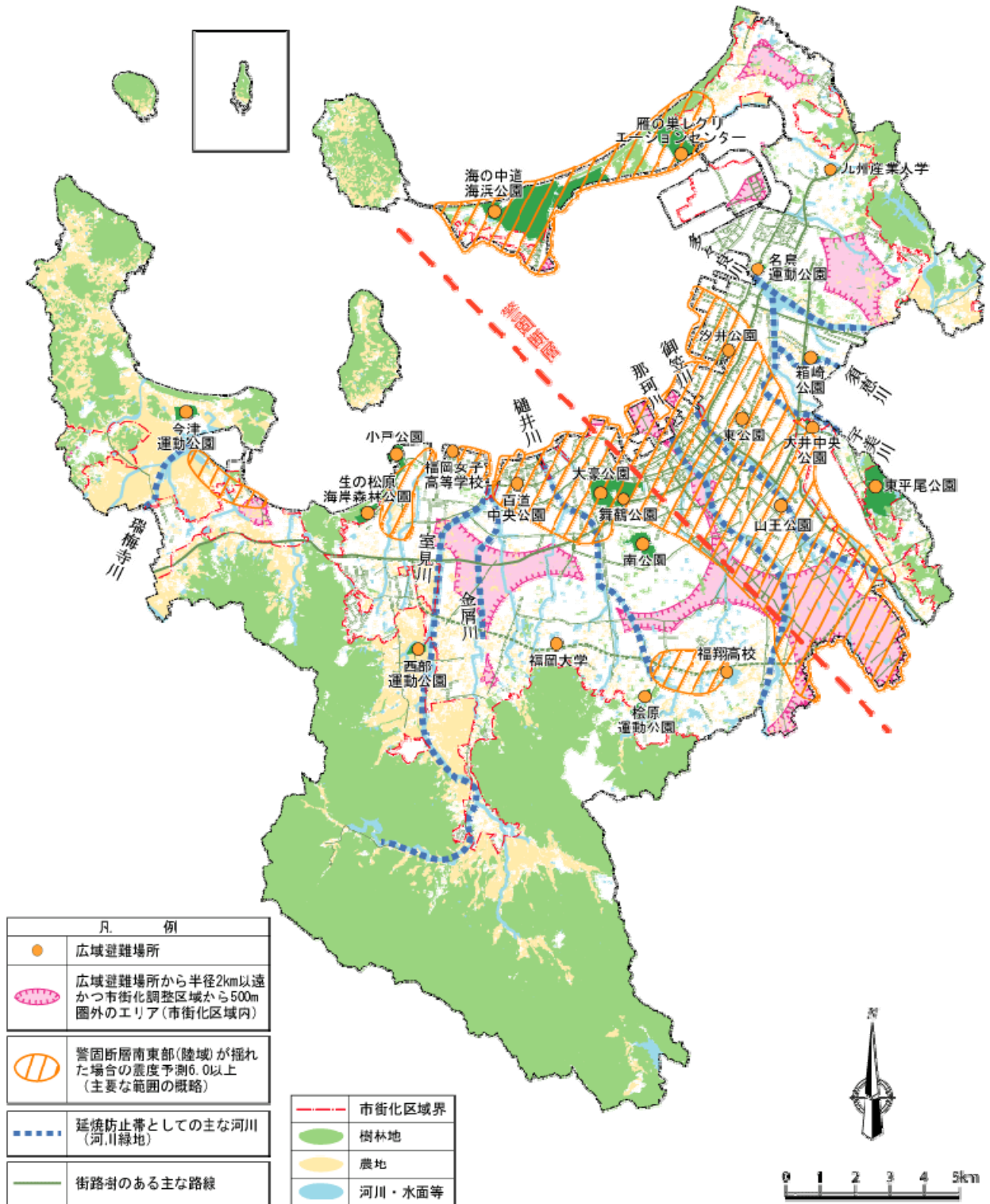
#### ■防災公園のイメージ



[上記2点の出典：国土交通省ホームページ]



## ■安全・安心を支える緑を充実させるための配置計画図



## 施策の体系

### (1) 災害を防止する緑を充実させる

- ①街路樹の整備・育成
- ②身近な緑の充実
- ③透水・保水機能の高い都市公園の整備、土の地面の確保
- ④斜面緑地の保全・育成、水源林の保水能力の維持向上

### (2) 避難場所、避難路、救援復興拠点等を確保する

- ①避難場所としての都市公園整備
- ②都市公園の災害応急対策機能の強化、救援復興拠点となる都市公園の配置
- ③都市公園と公共公益施設との一体化
- ④街路樹・緑道の整備

### (3) 誰もが安全に利用できる公園緑地等にする

- ①防犯性の高い公園緑地等づくり
- ②人がいて安全な公園緑地等とするための利用促進等

〔注：緑文字の事業・制度は  
重点事業・取組〕

## 施策の基本的考え、主な事業・制度

### (1) 災害を防止する緑を充実させる

#### ①街路樹の整備・育成

##### <施策の基本的考え>

災害時などにおける延焼の抑制等につながる、街路樹の植栽を進めると同時に、樹種・樹勢に合わせた管理によって、その効果をより高めます。

##### <主な事業・制度【担当】>

- 街路樹整備  
【道路下水道局、住宅都市局】
- 都市公園の整備(緑道)  
【住宅都市局】

#### ②身近な緑の充実

##### <施策の基本的考え>

延焼を防ぐ公園緑地等や広場、その他民有地内の緑の増加に努めます。

また、ブロック塀は地震の際に倒壊の危険性が高いため、接道部の生垣化を進めます。

##### <主な事業・制度【担当】>

(基本方向【4】に示す各事業・制度)

### ③透水・保水機能の高い都市公園の整備、土の地面の確保

#### <施策の基本的考え>

都市型水害による浸水被害の防止の更なる向上のため、雨水流出抑制機能を持たせた都市公園を整備します。

また、市街地においてアスファルト等の人工被覆面が過度に多くなることは、地面に降った雨水が短時間で河川等に流出することによる水害の危険性を増すことにつながります。このため、市街地において緑と土で覆われた地面の確保に務めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

### ④斜面緑地の保全・育成、水源林の保水能力の維持向上

#### <施策の基本的考え>

山すその樹林地や急傾斜地での崩壊の危険性がある地区の土砂災害を防ぐため、保安林等の指定を推進するとともに、針広混交林など多様で健全な森林整備を行います。

また、水源林について、保水能力を向上させるための保育・管理を行います。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 保安林【県、農林水産局】
- 水源かん養林整備事業【水道局】

## (2) 避難場所、避難路、救援復興拠点等を確保する

### ①避難場所としての都市公園整備

#### <施策の基本的考え>

大震火災時において、公園緑地等は、構造物が少なく樹木が多いことから、避難広場として特に有効に機能します。一時的な避難広場を確保するために、身近な街区公園や近隣公園の整備を進めます。

また、大規模な災害に対応したより広い地域からの避難者を収容する広域的な避難広場も、まだ充分とはいえません。学校などのオープンスペースとの分担を図りながら、広域的な避難広場として機能する大規模な都市公園の整備を検討します。

特に都心部の直下に警固断層が位置し、地域防災計画において、警固断層を震源とする大地震が発生した場合、発生直後には中心部の公園等に数万人以上の要避難者が集結すると想定していることから、都心部における避難場所としての都市公園を確保します。

さらに、都市公園の施設整備にあたっては、避難場所としての効果を高めるために、特に火災の危険性の高い地域に接する都市公園では、耐火性の高い樹種や植栽形態に配慮します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 地震対策事業(避難所、避難場所の見直し等)【市民局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

## ②都市公園の災害応急対策機能の強化、救援復興拠点となる都市公園の配置

### <施策の基本的考え>

避難場所となる都市公園では、火災発生時における備えとして、公園内での防火用水の確保に配慮するほか、公園が避難場所となったときの備えとして、多目的広場やトイレの設置はもちろん、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、情報発信施設など、災害時に対応する機能にも配慮した施設づくりを進めます。

また、大規模な公園は、震災時の救援・復興活動拠点として、臨時ヘリポート、救援部隊・医療支援・ボランティアの活動拠点、物資の集積・配送場所、仮設住宅の設置場所などとして機能します。このような機能を発揮する大規模な都市公園の適正配置を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

## ③都市公園と公共公益施設との一体化

### <施策の基本的考え>

災害時の応急対策拠点としての機能を強化するため、一時避難所に位置づけられている公民館や学校、広場を有する公共公益施設、また病院などと一体となった公園整備・再整備を検討します。

### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】

## ④街路樹・緑道の整備

### <施策の基本的考え>

避難路となる広幅員道路における街路樹の整備や、河川沿いなどに安全に避難できる緑道の整備を進めます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 街路樹整備【道路下水道局、住宅都市局】
- 都市公園の整備(緑道)【住宅都市局】

## (3)誰もが安全に利用できる公園緑地等にする

### ①防犯性の高い公園緑地等づくり

#### <施策の基本的考え>

近年、公園緑地等について、見通しが悪く薄暗い等、安心して利用できないという声が聞かれることがあります。

そこで、公園整備や再整備にあたっては、豊かな緑を保ちつつ、見通しを確保するための樹種や樹木の配置の工夫、人や物の存在がすぐに確認でき常に危険を回避できる明るさ確保のための照明等に配慮し、安全に利用できる公園緑地等にします。

さらに、市民ニーズに対応し、明るくきれいで、より多くの

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市公園の整備【住宅都市局】
- 公園再整備事業【住宅都市局】
- 犯罪の発生しにくい環境づくり【住宅都市局】
- 都心の安全・安心公園づくり事業【住宅都市局】

人に使ってもらえる公園緑地等とすることや、都市公園と公共施設との一体的整備などにより、人の目が常にあり安全な公園づくりを進めます。

## ②人がいて安全な公園緑地等とするための利用促進等

### <施策の基本的考え>

公園緑地等を人がいて安全な場所にするために、公園緑地等の利用情報の提供を行うなどして、利用を促進します。

また、市民参加の公園管理の自由度を増すこと等により、市民の公園緑地等への愛着を醸成し、公園緑地等に行く回数の増加を図るなど、公園緑地等にいつも人がいる状況を目指します。

### <主な事業・制度【担当】>

○緑の情報提供  
【住宅都市局、各区】

○地域内連携公園管理  
の推進【住宅都市局】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■災害を防止する緑を充実させるために

#### <つくり、育てるために>

- 街路樹等を大切にしましょう。
- 火災の延焼を防ぐために、生垣を設けたり、庭木を植えるとともに、適切に管理しましょう。
- 住宅や事業所の敷地において、緑と土で覆われた地面を増やしましょう。
- 樹林地の管理活動や、植林活動に参加しましょう。

### ■避難場所、避難路等を確保するために

#### <育て、親しむために>

- 公園緑地等の樹木等を大切にしましょう。

### ■誰もが安全にすごせる公園緑地にするために

#### <育て、親しむために>

- 公園緑地等の管理活動等に参加し、植栽を視認性よく維持しましょう。
- 公園緑地等を積極的に利用し、遊んでいる子どもに目を配るなどしましょう。
- 地域の防犯パトロールにおいて公園緑地等を見回るなどしましょう。

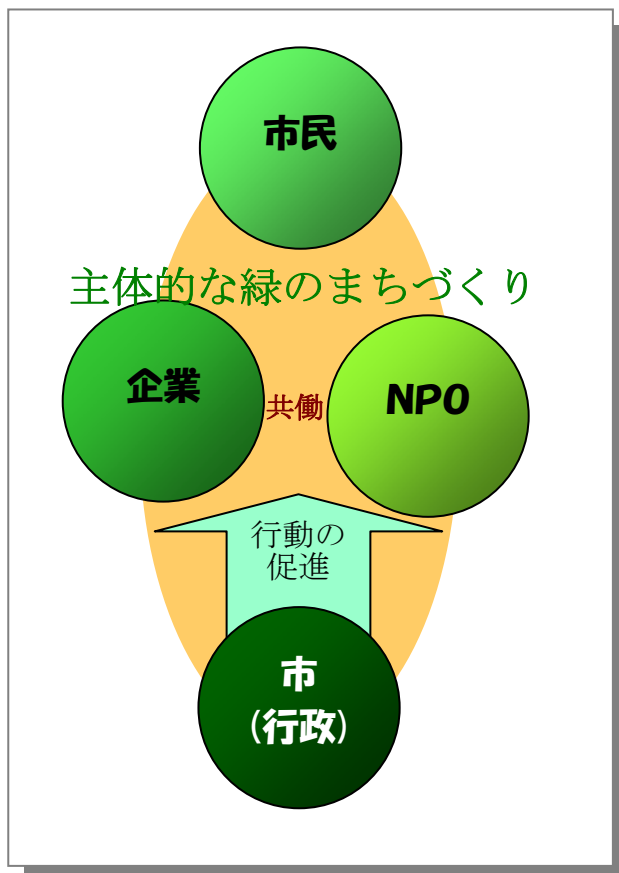


## 基本方向6. 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます

### 共働

- 市民・企業による自主的な緑化の取組や、緑に関する市民団体やNPOの活動の広がりに対し、市民自身による主体的な緑のまちづくり、企業による緑を通じた社会貢献活動をさらに促進します。そのために、行政は市民・企業に、緑のまちづくりへの参加の道筋を示し、活動場所を提供し、さらに活動を継続してもらうためのサポートを行うなどの活動支援策を充実させます。
- また、市民などの緑への知識・関心を高めるための情報提供などを進めるとともに、専門知識や技能を持ったリーダー的人材の育成、人材発掘などの「人づくり」を進めます。
- さらには、個々の場所の緑への取組を端緒として、コミュニティによる緑の活動を支援するなど、地域全体の緑を地域自らが保全・創出・活用・管理していく活動（緑のエリアマネジメント）を促進します。

### ■市民・企業による主体的な緑のまちづくりと共働の概念図



※『主体的な緑のまちづくり』とは、市民・企業・NPO・行政の各主体が、お互いの役割と責任を認識し、共働しながら、福岡市のさまざまな場所の緑の保全・創出・管理・活用に向けた自主的取組（企画・実施・評価など）を行っていくことをイメージしています。

## 施策の体系

---

### (1) 市民・市民団体・企業の緑のまちづくりへの参加を促進する

- ①市民・企業参加による樹林地の保全・管理活動の充実 《再掲》
- ②公園づくりへの市民参加の促進 《再掲》
- ③市民・市民団体・企業の公園緑地等の管理・運営への参加促進 《再掲》
- ④市民活動型緑化事業の展開

### (2) 市民・市民団体・企業の活動を支援する

- ①市民・市民団体・コミュニティへの支援
- ②企業への支援
- ③団体・企業等の交流の支援
- ④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握

### (3) 緑に関する人材を育成する

- ①専門知識や技能を持ったリーダー的人材の育成・活用

### (4) 緑への知識・関心を高める

- ①学校教育における緑教育の推進
- ②学習・相談施設の充実
- ③講習会等の開催
- ④緑の広報活動の充実
- ⑤緑のイベント開催
- ⑥緑の顕彰制度の充実
- ⑦緑の国内交流、国際交流の推進
- ⑧緑の調査研究の推進

### (5) 推進体制を強化する

- ①緑に関する行政の推進体制の強化
- ②緑のまちづくり支援機能の拡充
- ③公共施設の緑化推進体制の充実、効率的な緑の維持管理
- ④都市緑化基金の充実



## （１）市民・市民団体・企業の緑のまちづくりへの参加を促進する

### ①市民・企業参加による樹林地の保全・管理活動の充実 **《再掲》**

#### <施策の基本的考え>

特別緑地保全地区内の市有地となった樹林地で、管理・活用の方針に基づき管理を進めるとともに、「緑の都市賞」を受賞した鴻巣山などの先進的な取組を手本としながら、市民参加の管理活動を促進します。また、指定地域以外の樹林地についても同様の取組を検討します。

そのため、民有地の樹林地を良好に管理するための管理奨励金の拡充、森林ボランティア育成講座の開催等による管理技術向上の機会提供やリーダー育成、活動団体設立に向けたサポート、樹林所有者と緑づくりの活動を行う団体間の情報交換の促進等を検討します。

また、市民・企業が一体となって緑のトラスト組織を結成して、会員からの会費・寄付金と市からの助成金で計画的に樹林地を買い取るトラストの森制度や緑地管理機構制度を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 特別緑地保全地区の管理と活用の充実【住宅都市局】
- 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実【住宅都市局】
- 管理奨励金の拡充【住宅都市局】
- 民間活力を活用した私有樹林地の保全手法の検討【住宅都市局】
- 生きものにぎわい創造事業【環境局】
- 緑のエリアマネジメントのモデルづくり【住宅都市局】

### ②公園づくりへの市民参加の促進 **《再掲》**

#### <施策の基本的考え>

本市ではこれまで、都市公園やため池の公園整備等のための市民ワークショップを数多く実施してきました。自分たちが考えた公園緑地等ができることによって公園緑地等への愛着が増し、利用促進やマナーの向上、公園管理への市民参加も期待されることから、今後も公園づくりにおいてワークショップを積極的に行います。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 身近な公園個性化事業【住宅都市局】

### ③市民・市民団体・企業の公園緑地等の管理・運営への参加促進 **《再掲》**

#### <施策の基本的考え>

「地域内公園連携管理」の拡充や、公園管理に必要な知識や技術を提供する人材（パークコーディネーター）の育成、公園の管理・運営に関するボランティア制度の検討、企業に事業所周辺の公園緑地等の管理に参加してもらう等、市民・市民団体・企業と行政の共働による公園緑地等の管理・運営を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 公園愛護会【住宅都市局】
- 地域内連携公園管理の推進【住宅都市局】
- 公園ボランティア制度【住宅都市局】
- NPO等と行政による共働事業【住宅都市局】



## ④市民活動型緑化事業の展開

### <施策の基本的考え>

市民植樹運動など行政のみならず市民・企業等の主体による緑化事業を促進するなど、市民・企業等が自ら緑化活動を行う気運を高める取組を展開します。

また、緑化基準を設定し実施することにより、行政のみならず市民、企業などと共働で緑化を推進します。

### <主な事業・制度【担当】>

- **フラワーハートシティ事業**  
【住宅都市局】
- **緑の活動支援事業**  
【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】
- **市民植樹運動の展開**  
【住宅都市局】
- さくらの名所づくり事業  
【住宅都市局】
- 公園花壇づくり事業  
【住宅都市局】
- **緑化基準の設定**  
(緑化の義務化)  
【住宅都市局】

## (2) 市民・市民団体・企業の活動を支援する

### ①市民・市民団体・コミュニティへの支援

#### <施策の基本的考え>

地域住民を主体とする、相互協力による緑のまちづくりを支援するため、補助や助成制度の他、地域活動支援など、よりニーズにあった支援制度の検討を行います。

また、市民・市民団体・コミュニティからの発想や活動そして参加意欲を生かしていくしくみとして、さまざまな参加意欲に応える場を用意するとともに、花と緑のまちづくりを自主的に実践する団体に対して技術的支援等を行います。

さらに、地域住民の緑のまちづくりへの参加をきっかけとして良好なコミュニティ形成を図ろうとする取り組み等に対しても、情報提供等の支援を行います。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】
- **緑のエリアマネジメントのモデルづくり**  
【住宅都市局】
- 城南区花づくり応援事業【城南区】

### ②企業への支援

#### <施策の基本的考え>

企業による緑のまちづくりを支援するため、補助や助成制度など、よりニーズにあった支援制度を検討します。

また、企業による緑化組織づくり、地域活動への人的、経済的支援、企業施設の開放などへの理解を促します。

さらに、企業の緑のまちづくりに対する社会貢献の程度を明確にできる評価・認証や、社会的認知を高めるための広報・PRのあり方を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

- **屋上・壁面緑化助成**  
【住宅都市局】
- **緑の社会貢献企業の促進**【住宅都市局】

### ③団体・企業等の交流の支援

#### <施策の基本的考え>

地域に根ざした団体、専門的知識や技術を持つ団体、企業など各主体の相互交流などを支援します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑のコーディネーター制度【住宅都市局】

### ④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握

#### <施策の基本的考え>

各主体への支援の方向性を的確に検討していくため、各主体の緑に関するニーズや活動状況等を定期的に把握します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑の意識調査【住宅都市局】

## (3) 緑に関する人材を育成する

### ①専門知識や技能を持ったリーダー的人材の育成・活用

#### <施策の基本的考え>

ガーデニングから樹木の管理まで、花と緑に関する専門的な知識や技能を持ち、市民主体の緑のまちづくりのリーダーとなる市民を育成するため、緑のコーディネーター制度の活用や講習会の開催等を行うとともに、これらの人材が活躍できる機会の充実を図ります。

また、社会活動の担い手となる人材の発掘・育成のあり方等を検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑のコーディネーター制度【住宅都市局】

## (4) 緑への知識・関心を高める

### ①学校教育における緑教育の推進

#### <施策の基本的考え>

子ども達の緑を愛する心を育むため、小中高等学校の敷地内や公園などに環境学習ができる施設を整備充実するとともに、緑教育のプログラム・教材の作成、緑の専門家や専門職員の出張作業を行うなど、学校教育の中での環境教育の一環として進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑教育プログラムの作成【住宅都市局】  
○特色ある教育推進事業【教育委員会】  
○自然教室【教育委員会】

### ②学習・相談施設の充実

#### <施策の基本的考え>

身近な公園の観察施設の整備から、植物園や油山市民の森などの野外活動施設の学習・相談機能の充実まで、緑に関して学習する場の機能を充実させます。

また、緑のコーディネーターや市民団体との連携や、園芸店等の民間施設が持つ緑の相談機能を活かし、市民がより気軽に身近に利用できる緑化相談窓口を増やすことを検討します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑学習機能の充実  
○公園緑地内の学習施設、緑の相談所の整備  
○緑の情報提供【住宅都市局、各区】  
○緑のコーディネーター制度【住宅都市局】

### ③講習会等の開催

#### <施策の基本的考え>

樹木やガーデニングなど、市民のニーズに応じた講習会や教室を開き、緑の効用や大切さを学習する機会を増やします。

#### <主な事業・制度【担当】>

○講習会等の開催  
【住宅都市局】

### ④緑の広報活動の充実

#### <施策の基本的考え>

パンフレットの発行や、ホームページにより、緑の現状や緑化技術、制度や施策についての情報提供を進めます。また、公園のイベントや緑化活動などの情報を定期的・体系的に提供できるシステムの構築を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑の情報提供  
【住宅都市局、各区、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】  
○市政だより等による広報活動  
【住宅都市局】

### ⑤緑のイベント開催

#### <施策の基本的考え>

市民が緑に親しみ、緑を考える機会として、10月の都市緑化月間をはじめとし、四季折々の樹木や花の観察会や植樹祭、グリーンアドベンチャー等のイベントを定期的で開催し、平成17年度に開催した「第22回全国都市緑化ふくおかフェア アイランド花どんたく」を契機に高まった市民の緑への関心をさらに高めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑化イベントの開催・参加  
【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

### ⑥緑の顕彰制度の充実

#### <施策の基本的考え>

緑化活動のモデルとして自主的な活動をたたえるとともに、より一層市民等の緑化活動を推進していくために、これまでの緑のまちづくり賞等の顕彰制度を拡充するとともに、新たに地域における活動に対する顕彰制度の検討を進めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

○緑化月間の市長表彰  
【住宅都市局】  
○花と緑のまちづくり賞  
【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】  
○緑の百選  
【住宅都市局】

### ⑦緑の国内交流、国際交流の推進

#### <施策の基本的考え>

郷土の緑への関心や緑づくりの知識を高めるため、国内の各地域や姉妹都市との人的・技術的交流を促進します。

#### <主な事業・制度【担当】>

○姉妹都市交流  
【住宅都市局】

## ⑧緑の調査研究の推進

### <施策の基本的考え>

市民や企業等が正しい理解のもとに緑への関心を高めていくとともに、質の高い緑化を自主的に行えるよう、市内の緑の状況等に関する基礎調査や緑化・維持管理技術の研究を進めます。

### <主な事業・制度【担当】>

- 緑の基礎調査
- 緑化・管理技術の研究【住宅都市局】

## (5) 推進体制を強化する

### ①緑に関する行政の推進体制の強化

#### <施策の基本的考え>

緑の相談所などの市民からの緑のまちづくりに関する相談や、情報提供などの窓口の機能を高めます。また、より効率よく事業や活動を進めていくために、市の外郭団体、各区、指定管理者等も含めた緑に関わる推進体制の強化・効率化を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 指定管理者の公募・指定等【住宅都市局】
- (財)福岡市森と緑のまちづくり協会

### ②緑のまちづくり支援機能の拡充

#### <施策の基本的考え>

グラウンドワークや緑化活動等、地域の緑のまちづくりの調整、支援組織として市の外郭団体の機能の拡充を図ります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- (財)福岡市森と緑のまちづくり協会

### ③公共施設の緑化推進体制の充実、効率的な緑の維持管理

#### <施策の基本的考え>

公共施設の適切な緑化を図るため、「公共緑化連絡調整会議」における緑化協議・指導の推進及び充実を図ります。

また、緑化方法の工夫や新しい管理技術の導入、管理の情報システム化を図り、増大する緑の維持管理費用の節減に努めます。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 公共緑化連絡調整会議
- 公共施設緑化協議・指導
- 樹木管理等設計指導
- 緑管理の充実【住宅都市局】

### ④都市緑化基金の充実

#### <施策の基本的考え>

市民、企業の支援を得て、地域の緑づくりの資金である都市緑化基金について、より多くの市民、企業へのPRを図り、募金をつのります。

#### <主な事業・制度【担当】>

- 都市緑化基金【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】



## 市民・市民団体・企業の役割

### ■公共空間で共働による緑のまちづくりを進めるために

#### 《守り、育てるために》

- トラスト運動などの森林保全の取組や、樹林地の再生・管理の取組、登山道整備などの森とのふれあいの場づくりなどの取組に参加しましょう。
- 専門的知識を持つ人や組織はそれを活かし、リーダーや企画・実施団体として樹林地管理等の取組を先導し、市内各地に広げましょう。

#### 《つくり、育てるために》

- 公園づくりワークショップなどに参加しましょう。
- 公園愛護会に参加するなどして、公園の運営管理活動に参加しましょう。
- 街路樹の管理や、街路での花づくり・管理活動に参加しましょう。
- ため池・公園・学校等のビオトープづくりの際のワークショップや整備、管理活動等に参加しましょう。
- 学校ビオトープの整備等に、協賛企業等として協力しましょう。

#### 《緑のエリアマネジメントに発展させるために》

- 住宅や事業所の緑づくり、地域の公園緑地等や樹林の保全・管理をきっかけとして、地域住民による地域全体の緑の保全・創出・管理・活用のための活動（緑のエリアマネジメント）に発展させ、それに沿った継続的取組を行いましょ。

### ■市民等が緑づくりに関する知識・関心・技能をより高めていくために

- 学習・相談施設を利用したり、講習会等へ参加し、緑づくりに関する知識や技能を高めましょう。
- 緑に関するパンフレット等からの情報収集、緑のイベントへの参加、緑の顕彰への応募等を行いましょ。
- 緑のコーディネーターなど緑づくりのリーダーとなり、多くの市民・企業等に緑づくりの知識や技能を広めていきましょ。
- 地域に根ざした団体、専門的知識や技術を持つ団体、企業など各主体間で相互交流を行いましょ。
- 園芸店等は、市民がより気軽に身近に利用できる緑化相談窓口としての活動に努めましょ。